

第2次上尾市地域福祉計画

第5次上尾市地域福祉活動計画

誰もがつながりあって
安心して暮らせるまち 上尾



平成29年3月

上尾市

社会福祉法人 上尾市社会福祉協議会

～誰もが安心して暮らせるまちを目指して～

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。上尾市でも平成28年には高齢化率が25%（65歳以上の高齢者が4人に1人の割合）を超え、一人暮らしの高齢者が増加傾向にあります。また、高齢者だけでなく、核家族化に伴って子育て世帯や障害のある人が孤立するなど、地域住民同士の関係が希薄化し、虐待などの問題も懸念されています。



市や社会福祉協議会では、このような多様化・複雑化している福祉ニーズに対して、分野横断的な対応が求められており、また、地域の実情に応じた体制整備や人材確保だけでなく、地域住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりも必要となっています。

そのような中、「誰もがつながりあって安心して暮らせるまち 上尾」を基本理念として、市民の皆さん誰もが孤立することなくつながりを持ち、安心していつまでも生活することができるよう、市と社会福祉協議会が地域課題を共有し、このたび合同で本計画を策定しました。

地域福祉を推進していくには、市や社会福祉協議会が連携して取り組むだけでなく、市民や団体、事業者の皆さんのご協力が必要不可欠となります。

そのため、市と社会福祉協議会はそれぞれの基盤を強化しながら、関連する組織などと今まで以上に連携して、情報提供・相談窓口の充実など福祉サービスの利用支援、見守り体制整備など誰もが快適に生活できる環境づくり、福祉の担い手の育成など誰もが役割を持てるような地域づくりに積極的に取り組んでいきたいと考えています。

結びに、計画策定にあたり、地域福祉推進協議会、地域福祉活動計画推進委員会、並びに地域福祉推進協議会協働部会の皆さんをはじめ、地域福祉懇談会や市民コメントなど貴重なご意見をいただいた市民の皆さん、関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

上尾市長・上尾市社会福祉協議会会長 **島村 穰**

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 地域福祉とは.....	1
2 地域福祉における「地域」の範囲・捉え方.....	2
3 地域福祉を進めるための「自助」「互助」「共助」「公助」の視点	3
4 地域包括ケアシステムと地域福祉.....	4
5 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは	5
6 計画策定の目的.....	6
7 計画の策定体制.....	6
8 計画の位置付け.....	7
9 計画の期間.....	7
第 2 章 上尾市を取り巻く現状と課題	8
1 統計からみる現状.....	8
2 上尾市の地域福祉をめぐる主な課題.....	15
第 3 章 基本理念、基本目標、計画の体系	18
1 基本理念.....	18
2 基本目標.....	19
3 計画の体系.....	20
第 4 章 取り組みの展開	21
基本目標 1 福祉サービスが利用しやすい地域の実現.....	21
取り組み 1 福祉サービスの利用支援.....	21
取り組み 2 支援をつなぐ仕組みづくり	24
取り組み 3 さまざまな団体などによる支え合いの仕組みづくり	29
基本目標 2 誰もが快適に住み続けられる地域の実現.....	32
取り組み 4 誰もが外出しやすい環境づくり.....	32
取り組み 5 地域における防災機能の強化.....	34
取り組み 6 地域における見守り・声かけによる安全の確保.....	37
基本目標 3 誰もが役割を持つことができる地域の実現.....	42
取り組み 7 隣近所や地域の力による福祉活動のきっかけづくり	42
取り組み 8 地域福祉活動の担い手の育成.....	44
取り組み 9 活動団体への支援.....	47
第 5 章 計画の推進	50
1 計画の推進体制.....	50
2 進ちよく管理.....	52

資料編	資 - 1
1 各種アンケート調査からみる現状	資-1
2 各取り組みの内容に関する市・社会福祉協議会の事業一覧	資-10
3 用語解説	資-19
4 各種会議設置要綱及び委員名簿	資-22
5 計画策定体制	資-35
6 策定の経過	資-36

計画中の「*」は、資料編「3 用語解説」に、解説を掲載しています。（「*」は計画中最初に出てくる用語のみに印を付けています）

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。

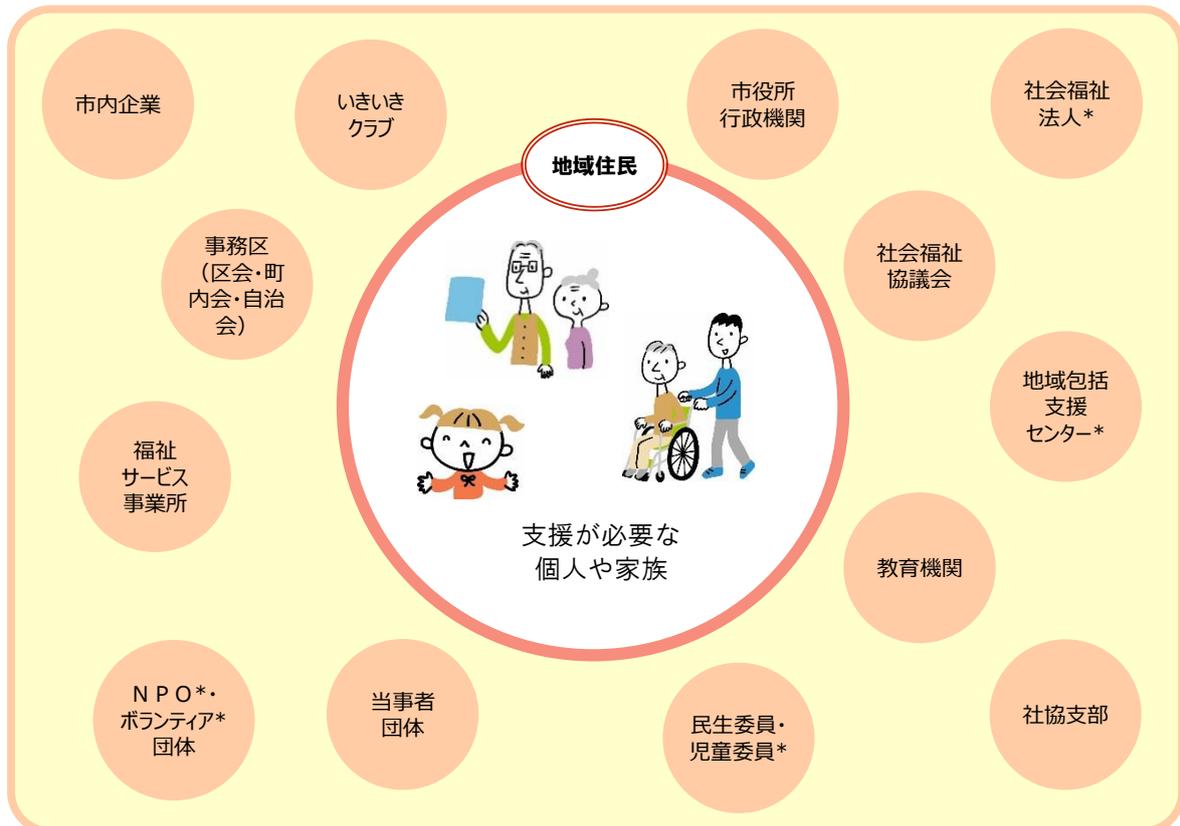
つまり、「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べたり、援助するというだけでなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことだと言えます。

では、この「福祉」＝幸せな生活を実現していくためには、どうしたらよいでしょうか。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスを充実させていくことはもちろんのこと、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

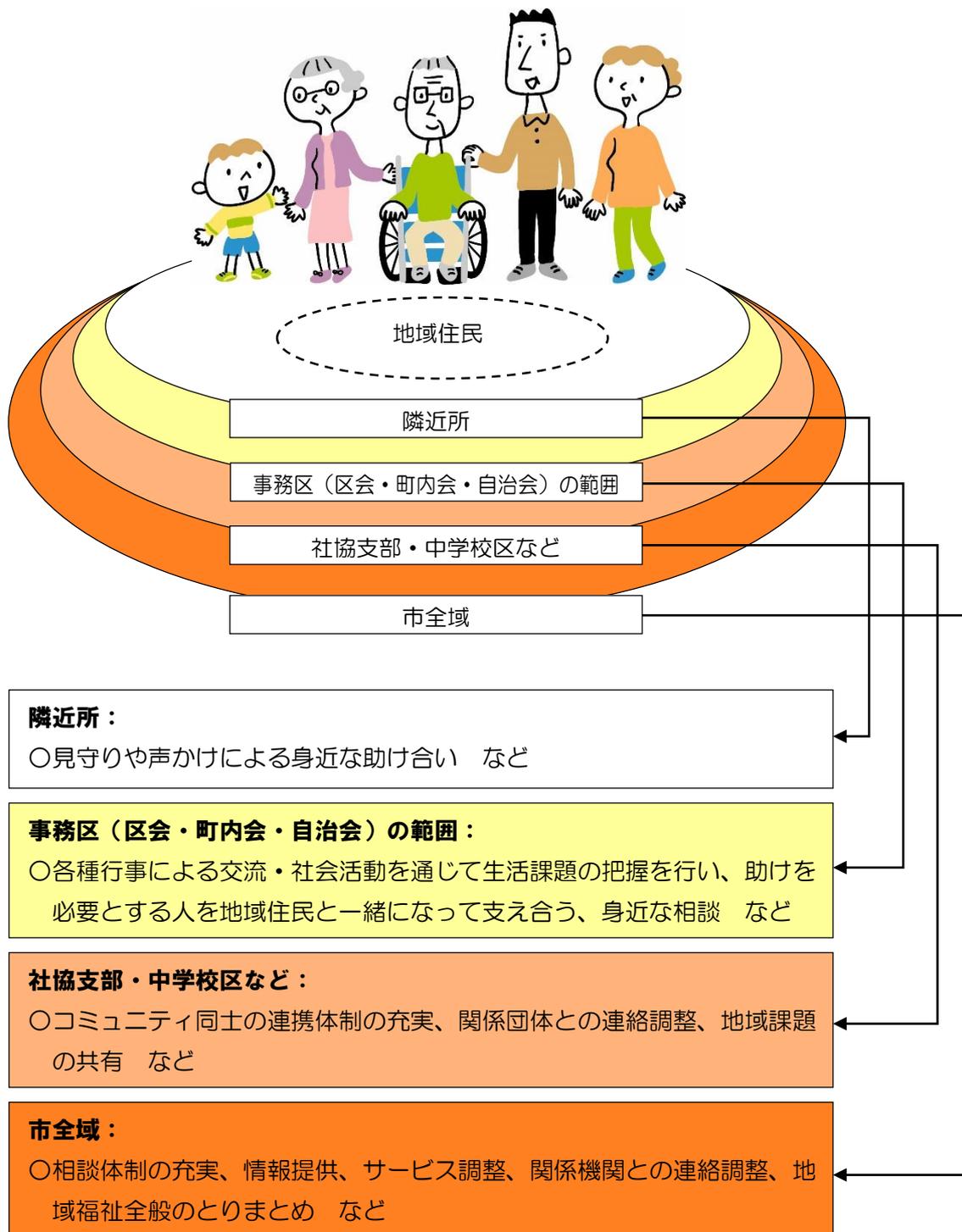
このように、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、「誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、地域・福祉関係団体・社会福祉協議会・市などが、助け合い、支え合いの取り組みを互いに協力して行い、幸せな生活を“地域”全体で推進していくこと」が『地域福祉』になります。

■地域福祉推進のイメージ



2 地域福祉における「地域」の範囲・捉え方

隣近所や事務区（区会・町内会・自治会）など、市民に最も身近な活動から全市的な活動まで、取り組み内容によって活動の範囲を変えるなど、福祉の支援を必要とする人を重層的に支えることができる地域づくりが重要となります。



資料：地域における「新たな支え合い」を求めて -住民と行政の協働による新しい福祉-（厚労省）をもとに作成

3 地域福祉を進めるための「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・市などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。

そのため、以下の項目を組み合わせた視点が重要となります。

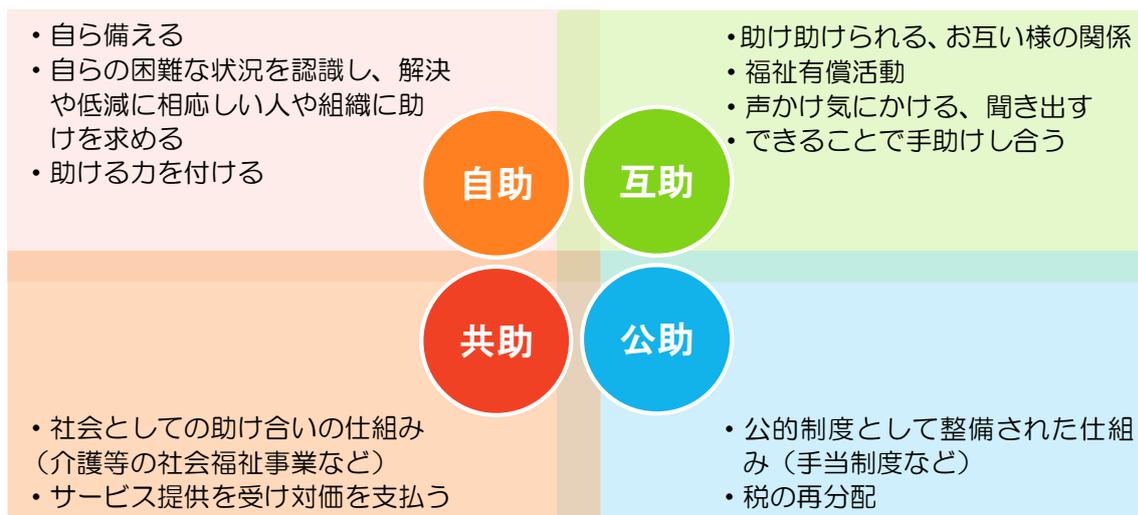
自助：自分や家族でできることは自分で行うこと

互助：近隣の助け合いやボランティアなどのインフォーマルな相互扶助のこと

共助：社会保険のような制度化された相互扶助のこと

公助：自助・互助・共助で対応できないことを、市などが公的サービスとして行うこと

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」のイメージ



資料：平成 25 年 3 月地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

※社会福祉協議会とは・・・

社会福祉協議会は、昭和 26 年に制定された社会福祉事業法に基づき、全国、都道府県、市町村を単位に設置されてきました。平成 12 年 6 月に社会福祉事業法が社会福祉法*に改正され、市町村社会福祉協議会は、地域住民とともに住み良い「福祉のまちづくり」を進めていくことを目的として、同法 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として定められている民間の福祉団体です。

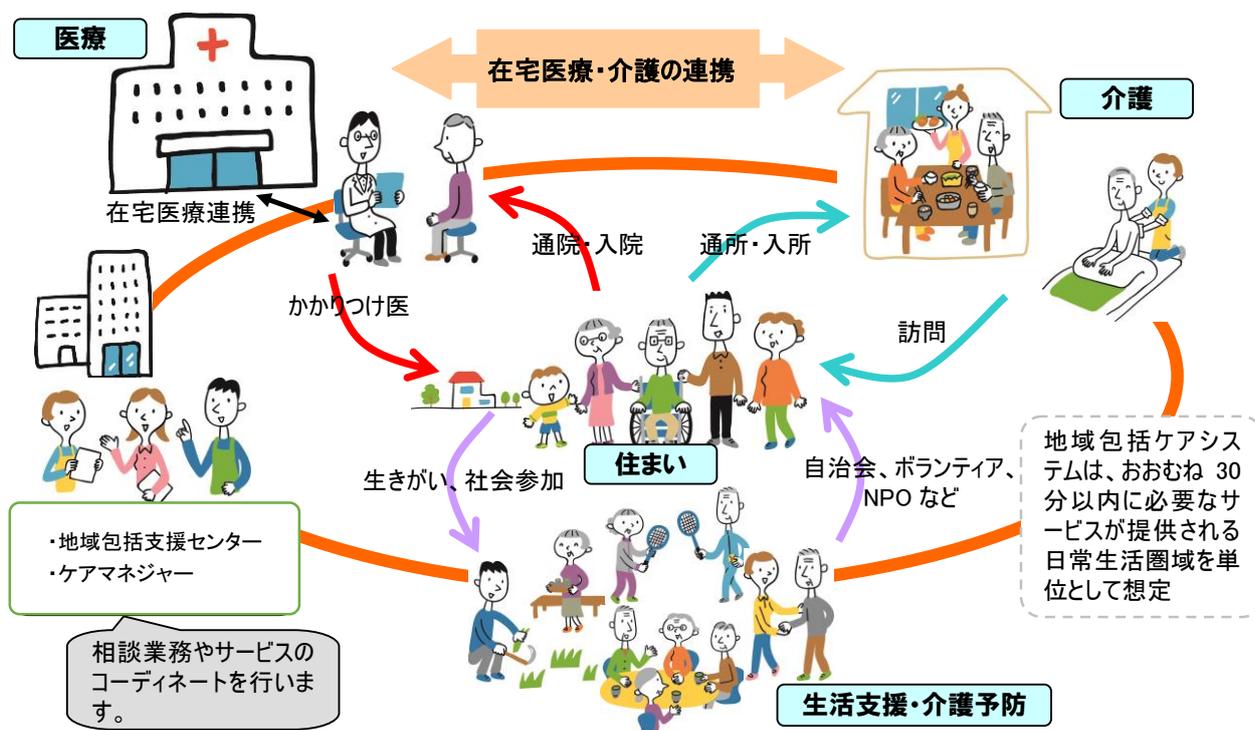
4 地域包括ケアシステムと地域福祉

地域福祉においては、少子高齢化、世帯規模の縮小、非正規雇用の増加などによる生活・福祉課題の多様化・複雑化によって、社会的に孤立する又は排除される人々が増加しており、分野別の公的な福祉サービスだけでなく、地域住民、NPO、ボランティアなど、さまざまな活動主体と市が協働で支援を要する人々を支える仕組みづくりが求められています。

また、今後、高齢化のさらなる進展を踏まえ、平成 37（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的の下、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム*）の構築が進められています。

現在、上尾市では地域包括ケアシステムの仕組みづくりに向け、赤ちゃんからお年寄りまでより適切な支援やサービスを提供していくための仕組みの構築に取り組んでいます。

■2025 年の地域包括ケアシステムの姿



資料：社会保障審議会保険部会の資料をもとに作成

5 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

(1) 上尾市地域福祉計画

上尾市が策定する「上尾市地域福祉計画」は、上尾市としての地域福祉の「仕組み」をつくる計画です。

上尾市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。

また、上位計画となる「第 5 次上尾市総合計画」に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るものでもあり、関連計画との整合性を図ります。

(2) 上尾市地域福祉活動計画

上尾市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が策定する「上尾市地域福祉活動計画」は、上尾市が策定する地域福祉計画と連携協働し、地域住民及び福祉・保健などの関係団体や事業者が、地域福祉推進に関わるための具体的な活動の計画です。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、上尾市の地域福祉を進める上で、同じ方向を目指し、連携していくことが重要であることから、本計画においては一体的に策定します。

■社会福祉法(抜粋)

(目的)

第 1 条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とするほかの法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第 4 条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

6 計画策定の目的

近年、経済・雇用環境やライフスタイル*の変化による晩婚化、未婚化などを背景に、全国的に出生数は減少傾向となる一方で、医療の発達などによって平均寿命は延びており、全国的に少子高齢化が進行しています。

また、都市化・情報化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化などから、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、お互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

さらに、平成23年3月11日には、「東日本大震災」が発生し、地域における助け合い、支え合いの大切さが再認識されました。

上尾市では平成24年に「上尾市地域福祉計画書（見直し版）」を、社会福祉協議会では平成25年に「第4次上尾市地域福祉活動計画」を策定し、市、社会福祉協議会をはじめとする民間事業者、そして地域住民の「参加と協働」により、福祉のまちづくりを推進してきました。

今回、両計画の計画年度が終了することを受け、支援の必要な一人暮らし高齢者世帯、高齢者などの孤立死、ひきこもり*、児童虐待の通告・相談件数の増加、貧困の拡大など多様化する近年のさまざまな課題に対応し、より一層の福祉のまちづくりを推進するべく、この『第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画』を策定するものです。

7 計画の策定体制

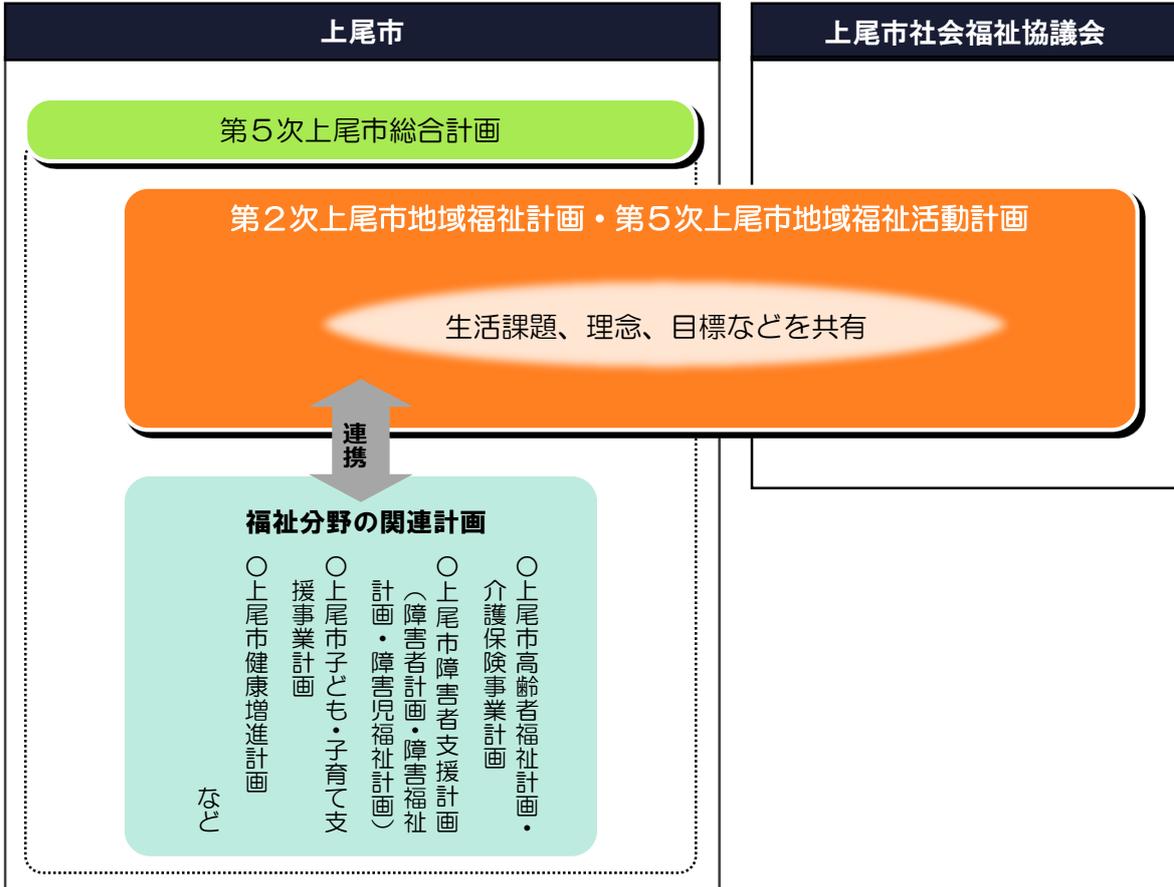
本計画の策定にあたっては、住民の地域福祉についての関わりや意向などを把握することを目的とした市民アンケート調査をはじめ、市内事業者や福祉関係団体、民生委員・児童委員などへのアンケート調査を実施しました。

また、本計画の内容については、上尾市職員による「上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議」や社会福祉協議会職員による「地域福祉活動計画職員策定委員会」により施策の内容などについて検討するとともに、市民や関係機関・団体の代表などで構成する「上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会」及び「上尾市地域福祉推進協議会協働部会」を設置し、審議を行いました。

8 計画の位置付け

本計画は、「上尾市総合計画」を上位計画としながら、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援など、さまざまな福祉分野における行政計画との整合性・連携を図るものとします。

■計画の位置付け



9 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行います。

■計画の期間

平成24年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
上尾市地域福祉計画書（見直し版）					第2次上尾市地域福祉計画・ 第5次上尾市地域福祉活動計画					見直し
	第4次上尾市地域福祉活動計画									

第2章 上尾市を取り巻く現状と課題

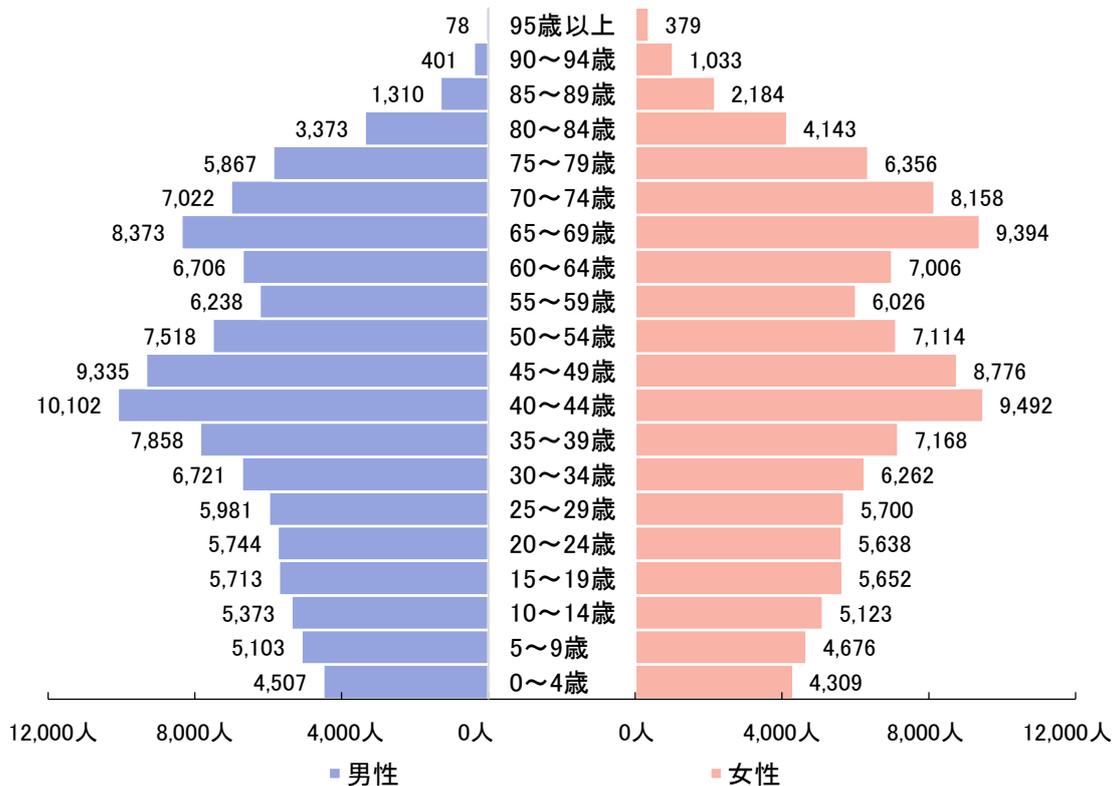
1 統計からみる現状

(1) 人口・世帯数の推移

人口ピラミッドをみると、40～49歳の年代で男性が9,000～10,000人台、女性が8,000～9,000人台、65～69歳の年代で男性が8,000人台、女性が9,000人台と特に多くなっています。

また、40～44歳以下の年代については、年齢が低くなるにつれて、人口が少なくなっています。

■上尾市の人口ピラミッド（平成28年4月1日現在）

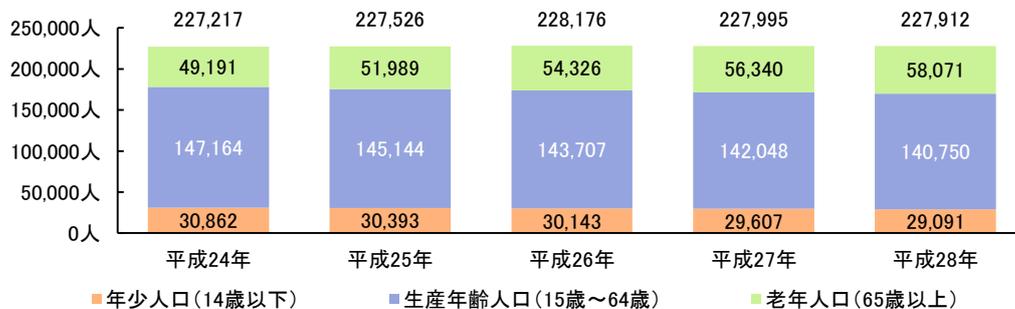


資料：上尾市人口表

年齢3区分別人口の推移をみると、総人口はほぼ横ばいで推移しています。また、生産年齢人口が減少傾向に、年少人口が微減傾向にある一方で、老年人口は増加傾向にあります。

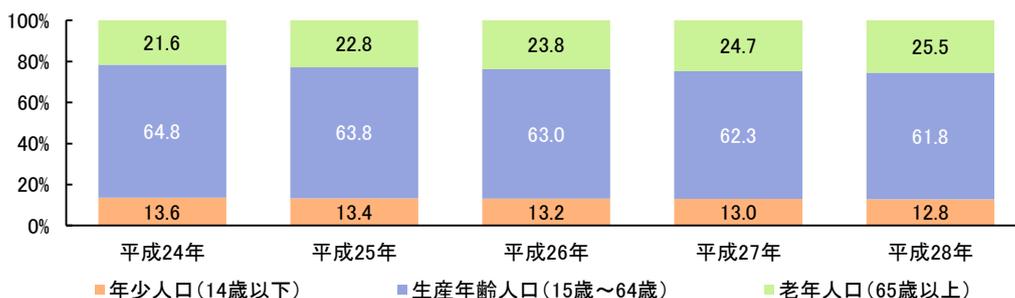
年齢3区分別人口割合の推移をみても、老年人口の割合は増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■年齢3区分別人口の推移



各年4月1日時点 資料：上尾市人口表

■年齢3区分別人口割合の推移



各年4月1日時点 資料：上尾市人口表

総世帯数の推移をみると、平成24年以降増加傾向にあります。また、一世帯あたり人員については減少傾向となっており、核家族化や一人暮らし高齢者の増加が進行していることがうかがえます。

■総世帯数及び一世帯あたり人員の推移

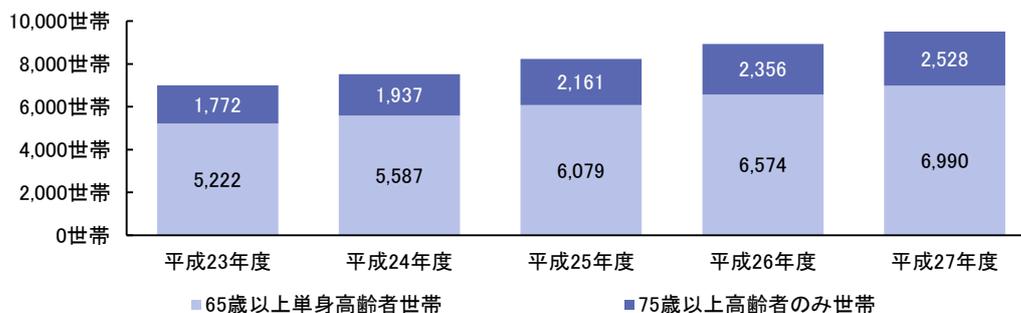


各年4月1日時点 資料：上尾市人口表

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯の状況は、平成27年度の調査の結果、65歳以上単身高齢者世帯が6,990世帯、75歳以上高齢者のみ世帯が2,528世帯と、過去5年間で65歳以上単身高齢者世帯が約1.3倍、75歳以上高齢者のみ世帯が約1.4倍となっています。

■ 高齢者のみ世帯の推移

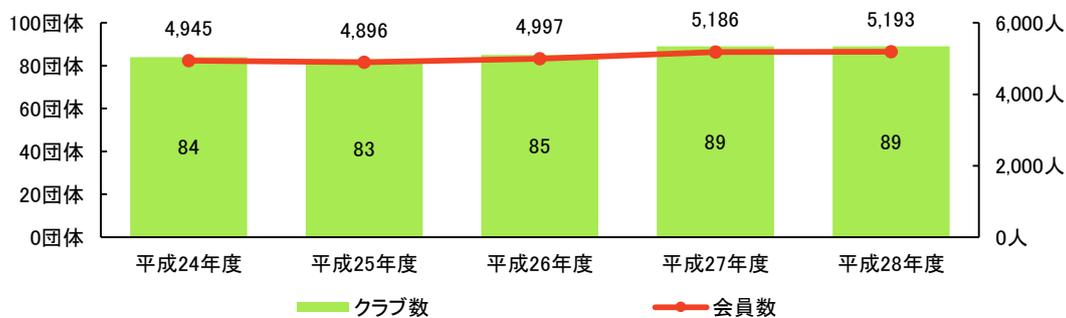


資料：市高齢介護課

(3) 高齢者の活動状況

いきいきクラブの状況は、クラブ数、会員数ともに増加傾向にあります。

■ いきいきクラブのクラブ数・会員数の推移

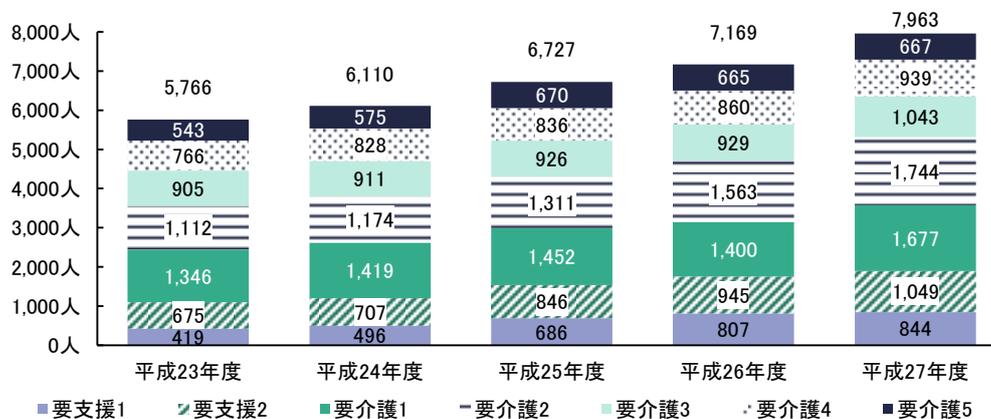


資料：市高齢介護課（統計あげお）

(4) 要介護・要支援*認定者の状況

要介護・要支援認定者数は過去5年間で約1.3倍となっています。

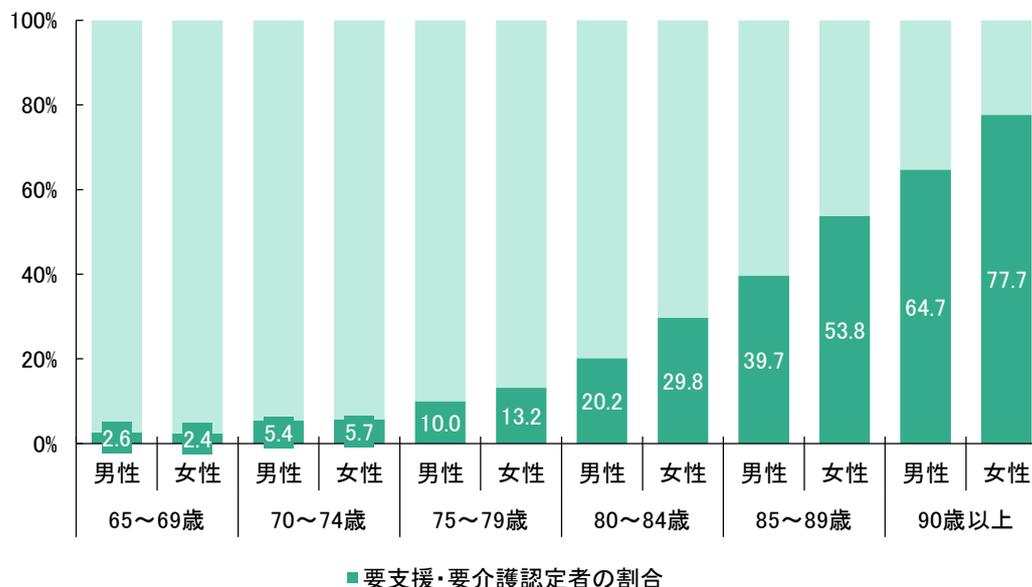
■ 要介護・要支援認定者の推移



各年3月31日時点 資料：市高齢介護課

高齢者全体に占める要介護・要支援認定者数の割合は、70歳代までは2割未満となっていますが、年齢が上がるほど高くなり、85～89歳では約4割に達しています。

■ 高齢者全体に占める要介護・要支援認定者数の割合（平成28年4月1日現在）



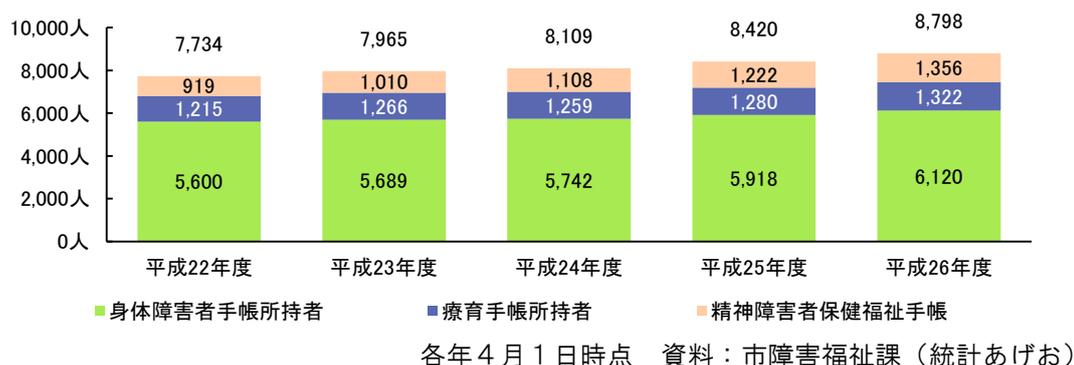
資料：市高齢介護課

(5) 障害者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者すべて増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。

平成 28 年の手帳所持者の合計は、平成 24 年に比べて 1.1 倍となっています。

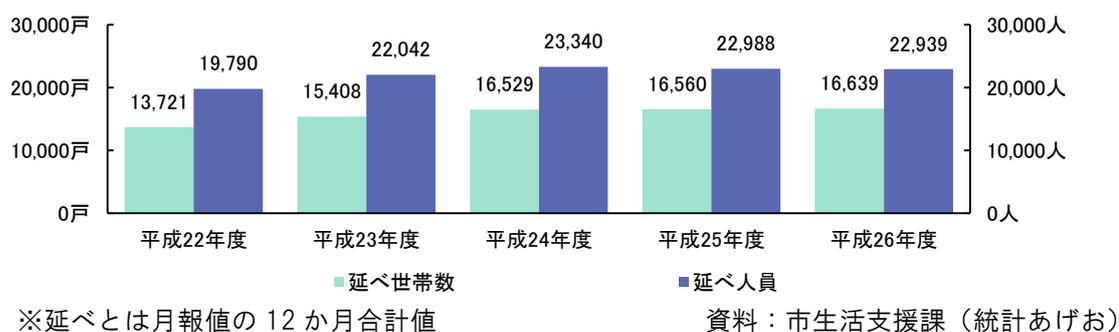
■障害者手帳所持者数の推移



(6) 生活保護の状況

生活保護の状況は、世帯、人員ともに増加傾向にあり、平成 26 年度の世帯数は、平成 22 年度に比べて約 1.2 倍となっています。

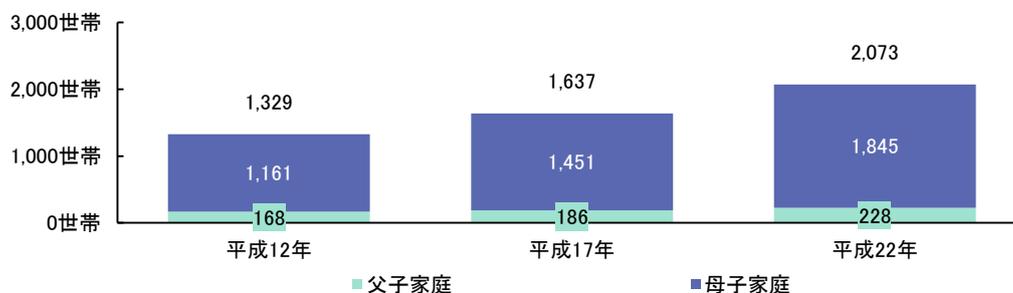
■被生活保護世帯数及び被生活保護人員の推移



(7) ひとり親家庭の状況

ひとり親家庭数は、過去10年間で約1.6倍に増加しており、平成22年時点では2,000世帯強となっています。

■ひとり親家庭数の推移

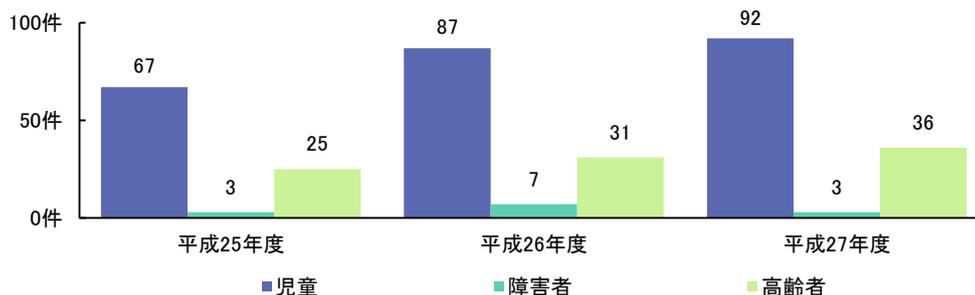


資料：国勢調査

(8) 虐待等に関する状況

被虐待者数は、児童、高齢者で増加傾向となっています。

■被虐待児・者数の推移



児童：子ども・若者相談センターにおける0～18歳未満の児童の虐待相談・通告受理件数

障害者：障害福祉課で虐待相談・通告受理した人数

高齢者：高齢介護課に虐待の疑いがあると通報があったもののうち、最終的に市が虐待の事実があったと判断した人数

資料：市子ども・若者相談センター、市障害福祉課、市高齢介護課

(9) 統計からみる現状のまとめ

●人口減少及び少子高齢化の進行

人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、出生数が減少し、少子化が一層進行しています。また、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代である団塊の世代が一斉に高齢期に入ったことなどを背景に高齢者の人口は増加しており、高齢化も一層進行しています。

国立社会保障・人口問題研究所の発表では、今後一層人口減少と少子高齢化が進み、中でも高齢者は平成 47（2035）年には 3 人に 1 人となることが予測されています。（平成 24 年 1 月推計）

上尾市では、人口はほぼ横ばいで推移しているものの、高齢者人口の割合が増加しており、将来を見据えて地域コミュニティの維持に向けた検討をしていく必要があります。

また、高齢者の増加により医療や介護等の社会保障への需要が増大することに伴い、後期高齢者医療、介護保険、国民健康保険財政が厳しさを増し、保険料の上昇などの市民負担や行政負担の増加が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少により税収の減少等が見込まれることから、財政への影響が懸念されます。

●支援が必要な人の増加及びニーズの多様化

生活様式の多様化の進展と併せて、経済的豊かさを背景に、住民ニーズについても多様化・高度化しており、より高度で多様な福祉サービスの提供が求められるようになっていきます。

上尾市においても、ひとり親家庭や高齢者のみ世帯、生活保護受給世帯なども増加しており、個別に対応が必要なケースが増えてきています。また、要介護（支援）認定者が増加しており、併せて認知症*高齢者の増加も推測されることから、いわゆる「老老介護」「認認介護」への対応や障害者などに対しての地域での見守りやつながりづくりが必要であると考えられます。

●人材（人手）や生活サービスへの影響

生産年齢人口が減少することにより、産業・経済を担う人材（人手）が不足したり、必要な生活サービスが十分に提供されなくなることが懸念されます。

特に、団塊の世代や団塊ジュニア世代といった人口の多い年齢層の加齢に伴い、今後、医療・介護・福祉サービスを必要とする人が急増することが予想されますが、医療や介護サービスについては現状でも人材不足が指摘されており、さらに不足することが考えられます。

また、退職後、地域で生活する時間が多くなる団塊の世代を地域活動への参加へ結び付けていくことが重要となります。

2 上尾市の地域福祉をめぐる主な課題

きめ細かい福祉サービスの提供が求められています

福祉サービスについて、個人が置かれている状況やニーズが多様化しており、きめ細かい福祉サービスの提供が求められるようになっていきます。

市民アンケート調査をはじめ各種福祉サービスの情報の充実や相談体制の充実を求める声が挙げられており、支援を必要とする人が必要な福祉サービスを適切に利用することができるよう、情報提供体制の強化に努めるとともに、アウトリーチ*を含めた相談支援体制を構築していくことが重要となります。

また、公的なサービスを充実しながら、地域住民同士によるボランティア活動などのインフォーマルサービス*が求められています。そのため、公的な福祉サービスの量・質的な確保を図るとともに、地域におけるインフォーマルサービスなどを含めた、多様な形態で福祉サービスを提供していくことが重要となります。

複雑化・潜在化する地域課題への対応が求められています

全国的に核家族化や高齢化、家族のあり方の変容、近隣付き合いの希薄化により、地域での孤立が危惧される状況となるとともに、地域における課題は複雑化かつ多様化しています。

上尾市においても、高齢化が進行するとともに、高齢者のみ世帯も増加しているほか、障害者や要介護認定者など地域での支援を必要とする人も増加しています。また、これに伴い、健康に問題がある、生活が困窮しているなどの状況にもかかわらず、介護保険や生活保護などの必要な行政サービスを受けず、家族や地域社会との接触もほとんど持たない高齢者の存在が懸念されています。

地域組織と市、社会福祉協議会をはじめとする関係機関の連携により、地域課題を見逃さず、適切な支援につなげる体制を整備していく必要があります。

地域で孤立してしまう人がいることが懸念されています

近時においても、単身高齢者世帯などにおいて孤立死などが発生しており、地域での見守り活動や孤立を防ぐ活動をいかに支援していくかが課題となっています。

また、福祉ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中で、高齢者、障害者、子どもと制度ごとのサービス提供となっており、複合的な課題がある場合や分野横断的な課題等への対応が難しくなっていることから、包括的で一体的な支援体制を構築することが求められています。

民生委員・児童委員アンケートにおいては、「地域の中で本当に支援を必要としている人が支援を受けることができていると感じることがある」ことを懸念する割合が3割弱となっています。また、見守り活動を展開していく上で「区会・町内会・自治会」と協力・連携の強化を求める割合が高くなっており、個人情報との兼ね合いの整理と併せて、地域ぐるみで支援を必要とする人への支援を検討していく必要があります。

外出しやすい環境が求められています

近年、安全で安心な暮らしへの関心が高まる中、上尾市においても交通、健康などの面から、市民が安心して生活できる環境づくりへのニーズが高くなっています。

市民アンケート調査では、地理的条件のほかに、高齢化の進行などにより、移動が困難な市民が増加しているため、バスなどの公共交通機関の整備や安全な道路環境、バリアフリー*化、気軽に買い物などに行ける施設の整備などに対する要望が多く挙げられています。

健康に対するニーズが高まっています

上尾市においては、要支援・要介護認定者数が増加の一途をたどっており、より多くの高齢者が健康に暮らしていくことが課題となっています。さらに、市民アンケート調査では、充実してほしいと思う保健・福祉の情報について、「健康づくりに関する情報」が上位にきており、サロン活動などへの外出機会を提供し、生きがいと健康づくりや社会参加につなげるなどの健康寿命の延伸に向けた取り組みが重要となっています。

子育て支援の充実が求められています

全国的に少子化が進行している中で、年少人口も、緩やかながら減少傾向にあり、今後も上尾市が持続的に活力のあるまちを維持していくために、地域や関係機関、市が綿密に連携し、安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちとして子育て支援を充実していくことが求められています。

子ども・子育て支援に関するアンケート調査では、子育て（教育を含む）をする上で相談先があるかについては、約9割が「いる／ある」と答えており、その相談先として、「祖父母などの親族」「友人や知人」に続いて、「近所の人」が上位にきています。市民の子育てに関するニーズに対応していくとともに、地域で多世代が交流し、子どもやその親と地域のつながりを強め、地域ぐるみで子どもを見守り、育てていくことができる仕組みづくりが重要となります。

防災に対する意識が高まっています

東日本大震災以降、地域のつながりの重要性を再認識させられました。この震災以降も全国各地で中大規模の地震が発生しており、上尾市でも綾瀬川断層などの活断層型地震リスクがあり、震災が脅かす影響は誰にとってもひとつとはなくなってきました。

市民アンケートにおいても、住んでいる地域の中で安心して暮らしていくために「緊急事態が起きたときの対応」や「交通安全や防災・防犯などの活動」を地域にある組織や団体に期待する意見が多く挙がっており、地域で市民同士が協力し合い、誰もが安心して暮らせる環境づくりが重要となります。

地域における交流機会の減少が懸念されています

地域福祉を推進する上では、地域で暮らすすべての人が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかりと認識し、実行するよう、働きかけることが重要となります。

しかし、市民アンケート調査では、“地域福祉”という言葉について内容まで認識していたのは1割台となっているほか、近所付き合いの考え方として、「会えばあいさつする程度の付き合いである」が5割台と必要最低限の付き合いしか求めない人が多いことがうかがえます。

さらに、世代間の交流の少なさや、隣近所との交流の少なさを懸念する意見も挙げられており、地域福祉に関する意識啓発及び身近な地域での関係づくりが求められています。

地域活動や団体の活動の担い手の確保が求められています

上尾市では、区会・町内会・自治会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティアなどが地域で活動しており、さまざまな形で市民が地域福祉活動に参画しています。しかし、高齢化などの社会状況の変化により、各団体においても活動の担い手が高齢化するとともに、担い手不足が大きな課題となっています。

福祉関係団体アンケート調査では、新しいメンバーや人材の確保が活動を行う上での課題として挙げられている一方で、市民アンケート調査では、地域活動やボランティア活動への参加経験がない割合が6割強となっており、参加したいと考えているが参加できていない人や活動に無関心な人に対して意識付けを行い、地域活動に結び付けていくことが課題となっています。

このことから、地域福祉を担う人材の育成と発掘はもとより、現在のニーズや福祉課題に応じた新たな活動団体の組織化なども促進していくことが重要となります。

第3章 基本理念、基本目標、計画の体系

1 基本理念

■計画の基本理念

**誰もがつながりあって
安心して暮らせるまち 上尾**

一人暮らしの高齢者や障害者、若者、子育て世帯などが抱える課題やニーズが多様化するとともに、地域とつながりあうことができずに、孤立してしまうことが懸念されています。

これらに対応していくため、本計画の基本理念は、上尾市に住む市民誰もが一人ひとり孤立することなくつながりを持ち、安心していつまでも生活することができるよう、「誰もがつながりあって安心して暮らせるまち 上尾」とします。

この基本理念を達成するために、市がしっかり果たすべき役割や、地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会の役割を示すものとします。

また、地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりや地域、各種団体や社会福祉法人の協力が必要不可欠となります。そのため、本計画においては、それらの各種主体に望まれる取り組みを、「Let's try!」として記載するものとします。

2 基本目標

基本理念「誰もがつながりあって安心して暮らせるまち上尾」を達成するため、3つの基本目標を定めます。これらの基本目標は、社会福祉法第107条に規定されている計画に盛り込むべき3つの事項や、第2章でまとめた地域福祉をめぐる主な課題を踏まえ、今後、地域福祉を推進するために、上尾市が目指していく方向を示したものです。

基本目標1 福祉サービスが利用しやすい地域の実現

市民一人ひとりが主体的かつ適切に福祉サービスを利用することができるよう、十分なサービス基盤を整備するとともに、利用者の視点に立った情報提供体制・相談支援体制の充実や利用者の権利を保護する制度の普及を図ります。また、さまざまな団体等による地域での支え合いの仕組みを構築します。

基本目標2 誰もが快適に住み続けられる地域の実現

高齢者や障害者をはじめ、すべての人が安全で快適な生活が送れるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

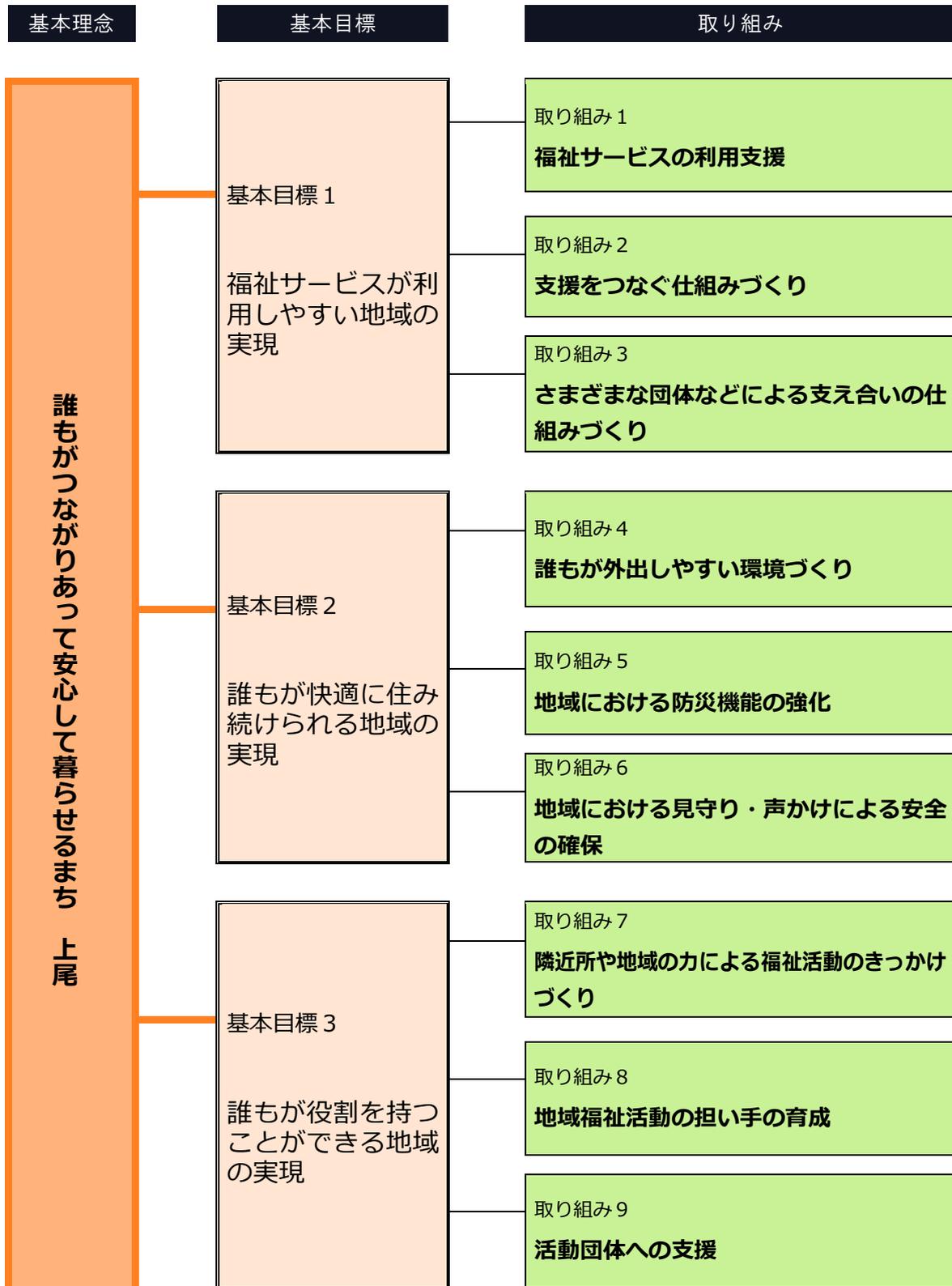
また、犯罪や災害などから市民生活を守るための活動を市民との協働のもとに進めるとともに、虐待や暴力等の人権侵害への対応を行うなど、誰もが安心・安全に生活できる環境づくりを推進します。

基本目標3 誰もが役割を持つことができる地域の実現

市民一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を高め、あらゆる年代の人が気軽に地域活動やボランティア活動に参加できる体制をつくり、地域福祉を担う人づくりを推進します。

また、市民一人ひとりに対して、助け合い、支え合いの心の醸成を図るとともに、地域で気軽にふれあえる交流の場及び機会を確保し、地域のコミュニティの充実を図ります。

3 計画の体系



第4章 取り組みの展開

基本目標1 福祉サービスが利用しやすい地域の実現

取り組み1 福祉サービスの利用支援

現状と課題

多様なニーズに対応した福祉サービスの充実が求められています。

- 介護保険の要介護等の認定者数や障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、今後も高齢化などを背景に増加していくことに加え、そのニーズが多様化していくことが推測されます。
- 今後も上尾市が持続的に活力のあるまちを維持していくために、地域や関係機関、市が綿密に連携し、安心して子どもを産み育て、子どもが伸びやかに育つまちとして子育て支援を充実していくことが重要となります。特に、子ども・子育て支援制度に基づいた、保育・教育のニーズへの対応や、子育て家庭の実情に応じた支援の拡充が求められています。
- 全国的に、定職を持っていないことによる経済的不安や、自分自身の居場所を社会に見つけることができないという精神的な不安を抱えている若者が増加しており、就職や社会的自立に向けた若者への支援の充実が求められています。
- 市民アンケートでは、高齢者が安心して暮らすために必要なものについて、「在宅福祉サービスの充実」「介護と医療の連携」が上位となっています。

必要な情報が十分に行き届くようにしていくことが求められています。

- 市民アンケートでは、福祉サービスに関する情報の入手先について、約2割が「入手していない」と回答しており、福祉サービスを必要とする人にもその情報が行き届いていないことが懸念されます。
- また、保健・福祉の情報で充実してほしいと思うものについては、「高齢者や障害者サービスの情報」「健康づくりに関する情報」などが4割前後で、高くなっています。

判断能力が不十分な人が地域で自立し、尊厳をもって生活できる仕組みが求められています。

- 知的障害者や精神障害者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人でも、適切に制度やサービスの選択、利用契約の締結を行い、財産管理をすることが必要です。今後、成年後見に関するニーズの増加が予想されるため、一層の周知と利用促進を図る必要があります。

策定過程の各会議で出された意見



- 高齢になった場合、近くの医者に診てもらい、家から葬儀を出したいとの希望がある人もいる。
- 福祉という言葉の本来の意味と、市内で実施されている福祉サービスについて、しっかりPRする必要がある。
- 福祉ニーズの多様化がみられる。
- 権利擁護、あんしんサポートねっと（生活支援員による日常生活の支援）、成年後見等のサポート体制が必要である。

◆ 目指す姿

- 多様な組織が連携し、それぞれの特性を生かした事業の展開や、効果的な情報提供に努めることにより、必要な人が必要なときに福祉サービスが受けられる地域を目指します。
- 判断能力が不十分な人でも、適切に制度やサービスが利用でき、権利が守られ、その人らしく生きることのできる地域を目指します。

◆ 指標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H32)
市ホームページ閲覧件数(年間)	69,687件	80,000件
社協ホームページ閲覧件数(年間)	18,294件	27,500件
地域子育て支援拠点の利用者数	82,391件	↑(増加)
障害児支援利用計画作成人数	77件	→(維持)
地域包括支援センター相談件数	21,027件	↑(増加)

◆ 取り組み内容 ※市と社会福祉協議会の事業内容などは資料編を参照

◇ 市の取り組み

(1)福祉サービスの充実 (資-10☞1-1~1-8)

- 児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、健康増進などの各福祉分野の計画に基づいて、各種福祉サービスの充実を図ります。

(2)情報発信体制の充実 (資-10☞1-9~1-17)

- 市民誰もが適切な情報を入手できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した見やすく、わかりやすい広報や市ホームページ等の充実を図ります。
- それぞれの対象ごとの福祉サービスの情報提供に努めるとともに、効果的な周知、啓発を図ります。

(3)関係機関との連携 (資-11☞1-18~1-20)

- 個々のケースに応じたきめ細かい福祉サービスの提供に向け、事例や情報の共有をはじめ関係機関との連携に努めます。

(4)権利擁護の充実 (資-11☞1-21~1-22)

- 市民一人ひとりが、人間らしい生活が保障され、必要な援助を受けることができるよう、サービス利用者の権利擁護に取り組みます。

◇ 社会福祉協議会の取り組み (資-11 s1-1~s1-2)

- さまざまな情報媒体を活用した福祉サービスに関する情報の発信体制を強化します。
- 日常生活において、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障害者・精神障害者などを対象とした福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを支援します。

Let's try !



市民は…

- 福祉サービスを利用する際には積極的に情報を収集し、自分に適したサービスを選択しましょう。
- 福祉に関する学習の機会を積極的に活用し、知識や技術の習得に努めましょう。

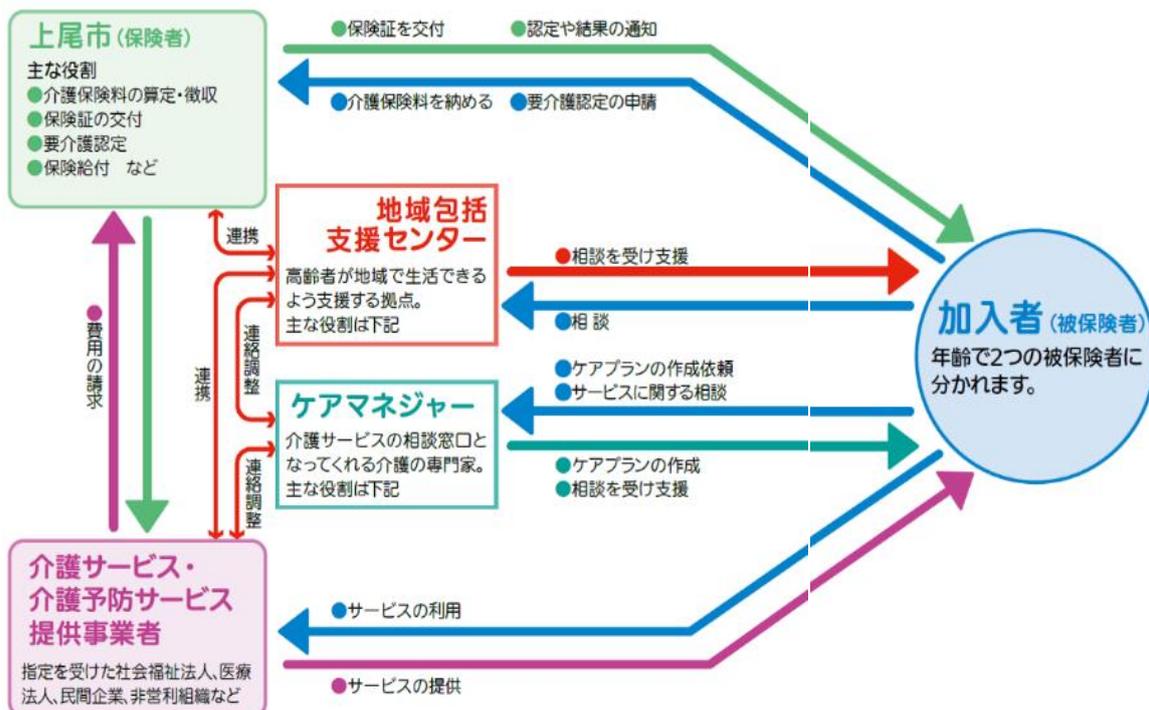
区会・町内会・自治会は…

- 地域包括支援センターや福祉サービス事業所の事業内容や利用方法に関する情報を地域で共有しましょう。
- 地域の中で成年後見制度についての理解を深めるとともに、判断能力の低下に気づいたら市や社会福祉協議会の制度やサービスにつなげましょう。

社会福祉法人は…

- 各組織・団体と連携し、適切な福祉サービスの提供に努めましょう。
- 第三者評価等を行いながら、サービスの資質向上に努めましょう。

介護保険サービスの仕組み



平成27年度介護サービス事業者ガイドブックより

取り組み② 支援をつなぐ仕組みづくり

◆ 現状と課題

気軽に相談することができる場や仕組みが求められています。

- 市民が抱える課題や問題を早期に発見し、深刻な事態になる前に適切に対応するには、気軽に相談することができる場を確保することが必要です。
- 市民アンケートでは、子育てや介護、認知症、障害など、日常生活でのさまざまな困りごとについて、相談件数の増加がみられることや、内容によって気軽に相談できる場が不足しているという意見が挙げられています。

複合的な困難を抱える人への支援が求められています。

- 近年、児童、高齢者、障害者などの個々の問題が、1つの世帯の中で複雑に絡んだケースが増えています。また、生活ニーズの多様化から、いわゆる「制度の狭間」にあてはまる潜在的な生活困窮者がいることがうかがえます。
- 国においては、生活困窮者自立支援法などの関連法の整備を進め、平成27年度から生活困窮者自立支援制度が施行されました。上尾市では、生活保護受給者が増加している中で、非正規雇用労働者など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加していることが推測されるため、生活困窮者の把握及び支援の充実に取り組んでいく必要があります。
- 事業所アンケートでは、最近、制度上のサービスでは解決できずに困っている問題・事例として、介護保険制度に該当しない人への対応や生活困窮者へ把握及び支援が挙げられています。
- 団体、民生委員・児童委員アンケートでは、地域の問題点や課題について、「生活困窮への支援」が約1割となっており、一定の生活困窮者が地域にいることがうかがえます。

子どもの貧困の抑制に向けた取り組みが求められています。

- 近年、国では6人に1人の子どもが貧困状態にあるとされており、特にひとり親家庭では、実に半数以上が貧困状態に該当し、その割合は年々上昇し続けています。国では、子どもの貧困対策の推進施策の基本となる事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行され、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。
- 上尾市では、ひとり親家庭が増加傾向にあり、一定の貧困家庭が潜在していることが考えられます。そのため、支援を必要とする子育て家庭や貧困状態に陥っている若者の把握をはじめ、生活、経済、教育等さまざまな分野が連携して支援を推進していくことが求められています。

策定過程の各会議で出された意見



- 地域でトータルコーディネートする人が必要である。
- 地域で異変があれば相談につなげるが、困窮者の把握が困難である。
- 自ら手をあげてもらおう環境改善が必要である。また、経済的な貧困だけでなく、心の貧困が問題である。
- 貧困だけでなく、孤立や情報弱者等の問題も絡んでいるため対応が必要である。

◆ 目指す姿

- 何かで困っている人が、地域の人や各種機関に気軽に相談ができるような地域を目指します。
- 生活困窮者をはじめとした複合的な困難を抱えている人が、多様な方面から必要な支援を受け、その負担が軽減される地域を目指します。

◆ 指標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H32)
子育て相談件数 (家庭児童相談室)	407 件	↑ (増加)
12 社協支部の相談窓口への相談件数	499 件	↑ (増加)
生活困窮について相談から支援につながった割合	37%	50%

◆ 取り組み内容 ※市と社会福祉協議会の事業内容などは資料編を参照

◇ 市の取り組み

(1) 相談支援の充実 (資-11・12☞2-1~2-10)

- 個々のケースに応じたきめ細かい相談支援を推進するとともに、その窓口の周知、啓発を図ります。
- 福祉ニーズの多様化・複雑化に対して、関係機関・関連部署との連携を強化し、包括的に支援する体制を整備します。

(2) 支援が必要な人の自立支援 (資-12☞2-11)

- 支援を必要とする人が地域で自分らしく暮らしていけるよう、自立支援を推進します。

(3) 複合的な困難を抱える人への支援 **☞取り組み連携の例(P27)** (資-12☞2-12~2-19)

- 生活困窮者をはじめとした複合的な困難を抱える人に対する支援の充実を図ります。

◇ 社会福祉協議会の取り組み **☞具体的な取り組みの方法(P28)** (資-12☞s2-1~s2-3)

- 社協支部による初期相談窓口機能の充実を図ります。
- 孤立しがちな人々を福祉支援につなげていくための仕組みづくりや、住民同士の支え合い活動による「困ったときはお互いさま」の地域づくりに取り組みます。

Let's try !



市民は…

- 困っている人がいたら気軽に相談に乗るようにしましょう。
- 支援が必要な場合には、自ら声をあげられるように心がけましょう。
- 市及び地域にどのような相談窓口があるのか把握し、困ったことがあれば気軽に相談しましょう。

区会・町内会・自治会は…

- 気軽に悩みや不安を話せる雰囲気づくりに取り組みましょう。
- 身近な地域で困っている人がいたら、民生委員・児童委員などにつなげましょう。
- 地域の専門職のOB・OGを把握し、一緒に活動しましょう。

社会福祉法人は…

- 地域包括支援センターなど関係機関との連携を強化しましょう。
- 困難を抱えている人がいたら、相談機関や必要な支援へつなげましょう。

☛ **取り組み連携の例（P25 市の取り組み関連）**

生活困窮者支援を行う社会福祉施設と上尾市社会福祉協議会との連携

生活困窮者支援体制【生活支援課（くらしサポート相談窓口）】

- ①相談者からの直接受付のほか、市民、区会・町内会・自治会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員などから連絡、情報提供を受け、対象者へ連絡・訪問する。
- ②生活支援課（くらしサポート相談窓口）にて必要な支援を把握する。
- ③相談者同意のもと、生活困窮者支援を行う社会福祉施設や上尾市社会福祉協議会と連携し、情報共有する。
- ④生活支援課（くらしサポート相談窓口）にて支援プランを作成し、3者で協議する。
- ⑤支援プランに基づき、支援を実施する。

<主な支援内容>

【生活困窮者支援を行う社会福祉施設（彩の国あんしんセーフティネット事業）】

- 担当相談員の訪問により、緊急的な経済支援として、食材の買い物や電気・ガス等の支払いを、相談員が本人と同行して行う支援。

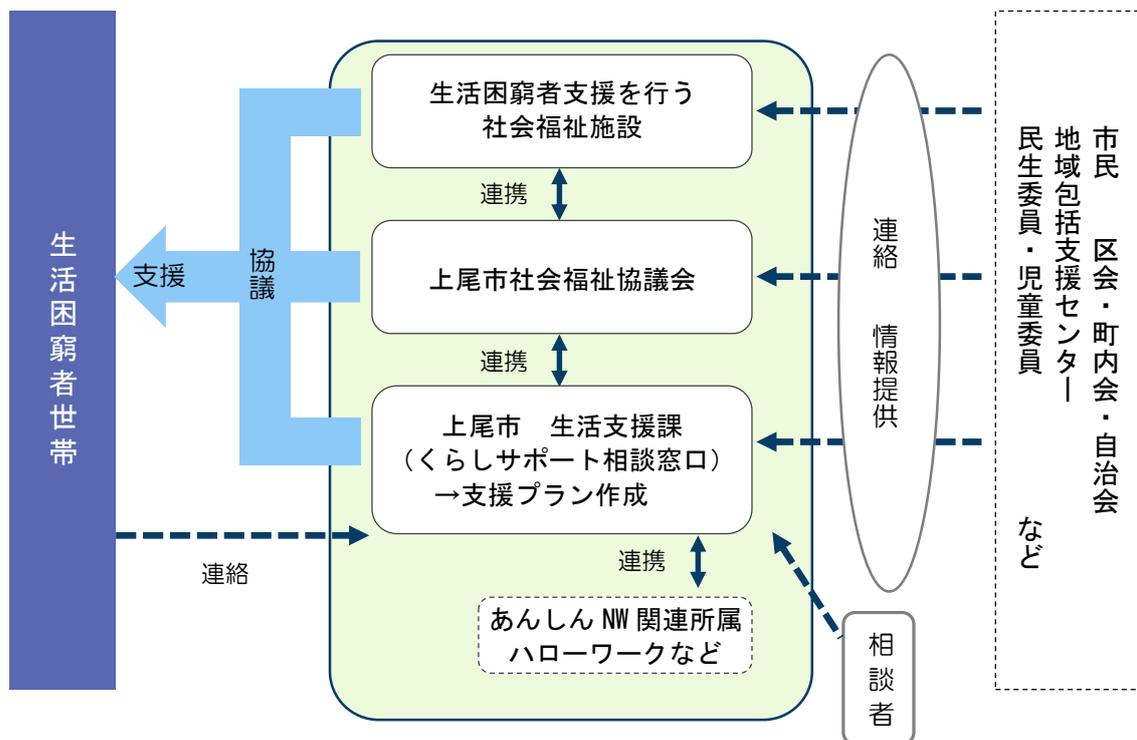
【上尾市社会福祉協議会】

- 貸付相談支援事業の実施。

【生活支援課（くらしサポート相談窓口）】

- 生活困窮者自立支援制度に基づき、就労などを支援していく「自立相談支援事業」や、離職により住宅を失う恐れのある場合、一定期間、家賃相当額に当たる「住居確保給付金」の支給などを行う。

生活困窮者支援連携体制図



生活相談と支援活動の推進

社協支部（区長会や民生委員・児童委員協議会、いきいきクラブ連合会など地域活動を行う団体等で構成された、地域福祉活動を推進するため住民組織）は、区会・町内会・自治会での福祉活動を支えるため、身近な初期相談窓口により、困りごとを受け止め、関係機関につなぐ実践を重ねてきました。しかし、関わりを拒否している要援護者には福祉サービスが繋がらず、区長や民生委員・児童委員が対応に苦慮しており、地域住民と関係機関とのさらなる連携が求められています。また、近隣で対応できる困りごとも多く、住民同士で助け合える仕組みが必要となっています。

そこで、これまでの社協支部活動に以下の機能を加え、安心して福祉活動を行う環境づくりと支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

1. 「福祉ネットワーク部会」（仮称）機能の推進

社協支部にある既存の「福祉部会」に、「ケース会議機能」「情報共有と課題検討機能」をもちます。

①ケース会議機能

要援護者の支援のあり方について、地域住民と関係機関が話し合える場をつくります。これにより、合意形成と連携の中で支援を進めていけるので、区長や民生委員・児童委員、近隣住民の負担や不安を軽減し、安心して関わることのできる環境をつくります。

②情報共有・課題検討機能

個別ケースの事例や、社協支部活動（見守り・助け合い・サロンなど）、地域福祉懇談会などを通じて見えた課題を蓄積・集約することで、支部圏域の福祉課題を共有し、次に取り組むべき支部活動の方向を定めます。

③社協上平支部で取り組む「上平やすらぎネットワーク」のネットワーク推進部会をモデルに、各地域の実情に応じた仕組みづくりを行います。

2. 「有償生活支援（助け合い）サービス」の実施

住民同士の力で生活上のちょっとした困りごとに対応する「有償生活支援（助け合い）サービス」を社協支部につくり、以下の枠組みで活動します。

①利用会員、支援会員、賛助会員などで構成する「助け合い組織」をつくります。

②サービス利用と支援調整の役割を担う人を配置し、既存のサービス提供団体等とも十分な連携を図りながら行います。

③活動内容は家事援助（買い物、掃除、洗濯など）や付き添い（散歩、通院など）、修理（電球交換、家具移動など）、保育など、日常生活の範囲での軽易な作業とし、サービスの利用は有償（極めて低額）とします。

④社協4団地支部（原市団地・尾山台団地・西上尾第一団地・西上尾第二団地）で取り組む「有償生活支援（助け合い）サービス」をモデルに、各地域の実情に応じた仕組みをつくります。

達成目標 すべての社協支部に「福祉ネットワーク部会」（仮称）の機能と「有償生活支援（助け合い）サービス」を設置します

社会福祉協議会の取り組み

- 1) 社協支部のコーディネーター研修や福祉情報の集約などによる初期相談窓口機能の向上
- 2) 初期相談窓口につながる相談内容や専門機関との調整に関する連携及び支援
- 3) 「福祉ネットワーク部会」（仮称）及び「有償生活支援（助け合い）サービス」ガイドラインの例示と、モデル支部との情報交換の場づくり
- 4) ボランティア・福祉講座等の参加者を地域の担い手として登録確保し、地域活動へつなげる

市の連携事項

- 1) 市民・事業者などへ福祉サービス関連情報の周知啓発
- 2) 活動拠点の支援
- 3) 「福祉ネットワーク部会」（仮称）への関係機関の積極的参加及び連携
- 4) 住民及び関係機関同士の情報共有のあり方に関する「個人情報保護ガイドライン」の例示
- 5) 人材育成講座等への講師派遣などに関する連携

取り組み③ さまざまな団体などによる支え合いの仕組みづくり

◆ 現状と課題

支援が必要な人が地域で増加することが推測されます。

- 全国的に高齢化が進行している中、上尾市でも高齢化が進行しており、今後も高齢化の進行が予測されます。特に、後期高齢者にあたる75歳以上人口の増加も予測されます。
- また、併せて要支援及び要介護認定者も増加傾向にあり、支援を要する高齢者が急激に増加することが見込まれています。

多様な主体による生活支援の仕組みづくりが必要です。

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて生活支援体制を整備していく中で、今後、より多様なサービスを地域で提供していくためには、地域全体や日常生活圏域ごとで不足しているサービスを整備することや、市民の自発的な運営を支援することが大切です。各種専門的な機関との協議や情報共有を進めながら、市民団体、NPO等さまざまな活力を生かした総合事業*の強化・充実が求められています。
- 地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成するコミュニティ組織により生活機能を支える事業の展開が全国的に取り組まれています。上尾市においても、地域での生活支援の在り方を構築していくことが重要となります。
- 市民アンケートでは、住んでいる地域の中で安心して暮らしていくために、地域にある組織や団体に対して期待する活動について、「子どもや高齢者、障害者に対する手助け」が約4割となっており、高齢者支援だけではなく、子育て家庭への支援や障害者支援の視点も含めた支援の担い手の掘り起こしと、支援が必要な人へのマッチング機能を強化していく必要があります。

策定過程の各会議で出された意見



- 地域で支え合うことの重要性を市民一人ひとりの心に訴えることが重要である。
- ニーズが多様化してきている中で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーター*はとても重要である。

◆ 目指す姿

- 地域包括ケアシステムの構築を目指し、きめ細かなサービスの提供に向け、事業者、団体による新しいサービスの提供にとどまらず、地域におけるボランティアの発掘と育成が進められている地域を目指します。

◆ 指標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H32)
生活支援サービスに取り組む住民・ボランティア団体数	15 団体	25 団体
ファミリー・サポート・センター協力会員数	242 人	↑ (増加)

◆ 取り組み内容 ※市と社会福祉協議会の事業内容などは資料編を参照

◇ 市の取り組み (資-12・13⇔3-1~3-14)

- 市民やさまざまな団体が活動に参加しやすい環境づくりを推進します。
- 市民の介護予防や健康づくりについての取り組みを拡充します。
- 地域ごとにきめ細かい生活支援を受けることができるよう、地域の組織との連携を強化するとともに、コーディネート機能を充実します。
- 介護を必要とする人が在宅で生活することができるよう、医療、介護の連携を促進します。

◇ 社会福祉協議会の取り組み (資-13⇔s3-1~s3-2)

- 人材確保や地域資源の開発に向け、多様な機関・団体との連携を強化します。

Let's try !



市民は…

- 地域の活動の中で、自分が手助けできることに取り組みましょう。

区会・町内会・自治会は…

- 地域の人材を改めて把握し、自分たちで取り組める生活支援を検討しましょう。

地域の活動団体(いきいきクラブ)は…

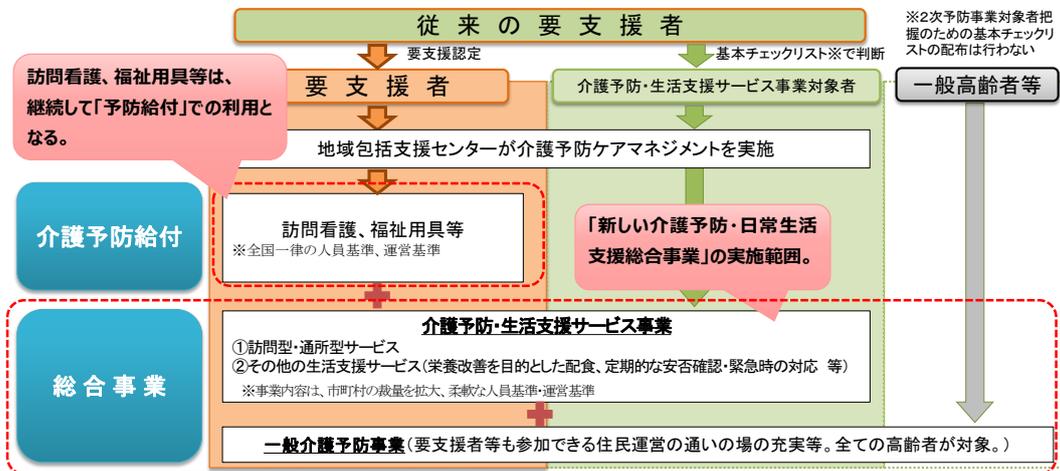
- 健康づくりやサロンなど既存の活動を拡充した地域支援事業への参画を検討しましょう。

社会福祉法人は…

- 生活支援サービスへの取り組みを検討しましょう。
- 専門的な技術等を地域に還元しましょう。

総合事業の概要など

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



資料：厚生労働省

多様な主体による生活支援・介護サービスの重層的な提供イメージ

- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ▶ 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ▶ 「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置や協議体の設置などに対する支援



資料：厚生労働省

地域で暮らす人々が中心となって生活機能を支える事業に取り組む先進事例紹介

島根県雲南市

市内全域でおおむね小学校区を範囲とする任意の住民組織(地域自主組織)が結成され、見守り事業や産直スーパーなど生活支援事業を展開されています。

長崎県佐々町

高齢者を含む「介護予防ボランティア養成研修」を受けた地域住民が、介護予防事業でのボランティアや、要支援者の自宅を訪問して行う掃除・ゴミ出し等の訪問型生活支援サービスを行っています。

基本目標 2 誰もが快適に住み続けられる地域の実現

取り組み 4 誰もが外出しやすい環境づくり

◆ 現状と課題

高齢者や障害者、子ども及び子育て世帯等に配慮した公共空間の整備が求められています。

○誰もが地域社会に参加できるまちづくりに向け、施設のバリアフリー化や移動支援により、外出しやすい環境を整備していく必要があります。

○団体、民生委員・児童委員アンケートでは、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なことについて、「バリアフリー整備」が3割半ばとなっています。

気軽に利用できる移動手段の確保が求められています。

○市民アンケートでは、公共交通手段が不便に感じた経験があるかについて、「ある」と「たまにある」を合わせた割合が4割超となっています。

○団体、民生委員・児童委員アンケートでは、地域で安心して暮らし続けるために必要なことについて、「移動手段の確保」が3割前後で、移動手段について一定のニーズがあることがうかがえます。

策定過程の各会議で出された意見



○市内循環バス“ぐるっとくん”のダイヤ改正やルート見直しなど、利用しやすくすることが必要である。

○認知症の事故も増えているため、公共機関の充実や移送サービスの充実が必要である。(NPO等に任せただけでなく、市も力を入れていく必要あり)

◆ 目指す姿

○当事者等の視点に立ったユニバーサルデザイン*のまちづくりが進められ、誰もが外出しやすい、利用しやすい地域を目指します。

○買い物や通院の時の外出や移動の困難さが少なく、また、日常生活の困りごとが軽減され、安心して暮らせる地域を目指します。

◆ 指標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H32)
短期車イス貸出件数	138 件	200 件
手話講習会参加人数 (入門編)	27 人	↑ (増加)

◆ **取り組み内容** ※市と社会福祉協議会の事業内容などは資料編を参照

◇ **市の取り組み**

(1)バリアフリー化の推進 (資-14☞4-1~4-4)

- 公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、公園管理者、建築物管理者等の施設整備の誘導をはじめとしたユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 困難を抱えている人の問題を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、行動する「心のバリアフリー」の意識醸成を図ります。
- 手話講習会を開催し手話通訳者を養成します。

(2)移動手段の確保 (資-14☞4-5~4-7)

- 市民誰もが利用しやすい市内公共交通網の充実に努めます。
- 高齢者や障害者などが気軽に外出できるよう、移動支援の充実に図ります。

◇ **社会福祉協議会の取り組み** (資-14☞s4-1~s4-4)

- 短期車イスの貸出による外出支援や、生活支援ボランティアなどの養成を行います。
- 視覚や聴覚の障害者が、安心して生活が送れるよう、点字や手話の啓発を行います。

Let's try !



市民は…

○近所で困っている人がいたら買い物や送迎など、できる範囲で手伝いましょう。

区会・町内会・自治会は…

- 隣近所で声をかけあって、買い物や通院の際のお手伝いをしましょう。
- 買い物支援など、生活支援を行うための取り組みを考えましょう。

社会福祉法人は…

○市の計画などに基づきながら、ユニバーサルデザインを推進しましょう。



取り組み5 地域における防災機能の強化

◆ 現状と課題

市民一人ひとりの防災に関する意識の醸成が求められています。

- 東日本大震災の発生を受けて、災害時における地域での人と人とのつながりの大切さが再認識されるとともに、防災の考え方が重要視されています。
- 上尾市ではすべての地区で自主防災組織*が設立されています。しかし、市民アンケートでは、地域の防災訓練への参加状況について、「いいえ」が7割半ば、自主防災組織への参加状況について、「いいえ」が5割弱となっている一方で、地域の自主防災組織への参加意向は「はい」が2割強となっており、防災に関する市民の意識の醸成が求められています。
- また、住んでいる地域の中で安心して暮らしていくため、地域にある組織や団体に対して期待する活動について、「緊急事態が起きたときの対応」が7割強で第1位となっています。

いざというときの助け合いの仕組みづくりが求められています。

- 団体アンケートでは、活動から感じる地域課題について、「防災対策」が4割弱で第4位、「緊急時の体制が不明」が2割強で第6位となっています。
- さらに、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定され、上尾市においても、避難行動要支援者名簿を作成しましたが、今後、地域で名簿を積極的に活用できるように調整を図っていく必要があります。

策定過程の各会議で出された意見



- 災害に対する意識が低い。
- 地域の情報を地域内で活用していくことが必要である。
- リーダーになってくれる人と意識を持って協力してくれる住民が一体になって活動できる仕組みが必要である。

◆ 目指す姿

- 防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図り、ふだんから地域で協力し、いざというときに助け合える関係が築ける地域を目指します。

◆ 指標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H32)
地域における防災訓練実施回数	243 回	↑ (増加)
防災士補助件数	55 件	↑ (増加)
災害ボランティア育成人数	15 人	120 人

◆ 取り組み内容 ※市と社会福祉協議会の事業内容などは資料編を参照

◇ 市の取り組み (資-14☞5-1~5-5)

- 自主防災組織の協力を得て、実践的な訓練を行い、地域における防災力の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行います。
- 避難行動要支援者が緊急時に迅速かつ円滑に避難ができるよう、区会・町内会・自治会などの地域組織や市民活動グループなどの連携や体制づくりの構築に取り組みます。
- 目的や対象に応じた避難ガイドブックを作成します。

◇ 社会福祉協議会の取り組み (資-14☞s5-1~s5-3)

- 災害時に、被災者の生活復旧をお手伝いする「災害ボランティア」の養成を行います。
- 災害時において、被災状況の把握、ボランティアの受け入れ及び調整等を行う災害ボランティアセンター*が機能するよう、体制を整備します。

Let's try !



市民は…

- 防災訓練への参加や、自主防災組織に入るなど、地域での防災活動に協力しましょう。
- 避難場所を知り、避難経路を確認しておきましょう。
- 日頃から見守りや交流を通して地域の中の助け合いを深めましょう。

区会・町内会・自治会は… ▣具体的な取り組み例(P36)

- 自主防災組織の育成、及び自立強化を図り、継続的に活動しましょう。
- 災害時に支援が必要な人について、個人情報保護に配慮しながら、地域の中で情報の共有化を図りましょう。

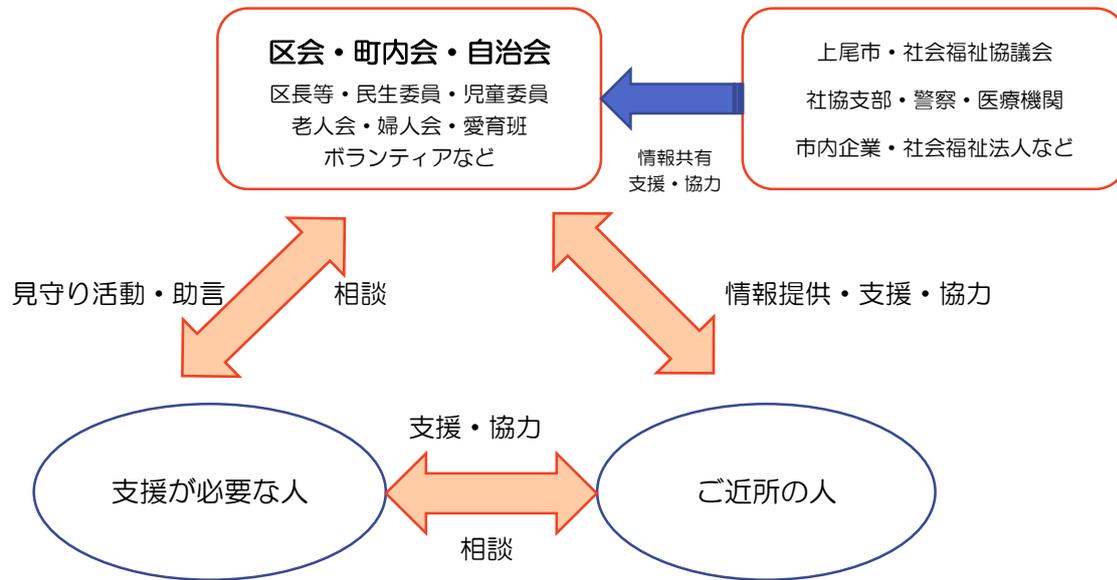
市内企業は…

- 福祉避難所*の設置に向けた検討を行いましょう。

■具体的な取り組み例（P35 区会・町内会・自治会の取り組み関連）

自分や家族を守るための個人情報を地域で共有し、災害時に備えましょう。

（東日本大震災の時・・・地域で支援が必要な人の名簿をつくり、民生委員・児童委員が一人暮らしの高齢者宅を見回り、声かけをして、安否確認をした地区の事例があります。）



取り組み6 地域における見守り・声かけによる安全の確保

◆ 現状と課題

地域での孤立化防止へのニーズが高まっています。

- 近年、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中で、地域の中で安心して暮らしていくためには、住民の見守り活動が活発であることがより重要となっています。
- 民生委員・児童委員活動を中心に地域の見守り活動に取り組んでいますが、今後見守りに対するニーズが増加することが考えられ、一層の充実に取り組んでいくことが求められています。
- 民生委員・児童委員アンケートでは、活動をする上で大変と覚えることについて、「孤立死や消費者被害が起きないか心配」が5割半ばで第1位となっています。
- 団体アンケートでは、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なことについて、「ネットワーク・見守り」が5割弱で上位となっています。
- 子育て世帯においては、子育てに関する悩みや不安をどこにも相談することができずに、孤立してしまうケースが見受けられ、訪問事業を中心として切れ目ない支援に取り組んでいくことが求められています。

虐待防止に向けた取り組みが求められています。

- 近年、一人暮らし高齢者の孤立死や、乳幼児・児童や高齢者及び障害者に対する虐待、家庭内での暴力（DV*等）など、悲惨な事件が大きな社会問題となっています。
- 特に子育て家庭においては、地域における孤立化等が、児童虐待やDVにつながるケースもみられます。
- 民生委員・児童委員アンケートでは、活動から覚える地域課題について、「虐待を見たときの対応が分からない」が1割強となっており、一定数の虐待があることがうかがえます。

策定過程の各会議で出された意見



- 孤立化を防ぐため、一つでも趣味を持ち、外に出ることが大切である。
- 障害者などは外に出ないことが多く、孤立につながりやすい。
- 外国人等、文化や考え方の違いで対応が難しい場合もある。
- 家族間の問題があることも多く、時間を要する場合がある。
- 虐待について、外から見えるものは対応できるが、不登校児や乳幼児などは発見が難しいため、地域のつながりが必要である。

◆ 目指す姿

- 地域での交流の活性化と見守りの輪の拡大により、誰もが孤立しない地域を目指します。
- 一人暮らし高齢者の孤立死や、児童や高齢者及び障害者の虐待、家庭内の暴力（DV等）のない地域を目指します。

◆ 指標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H32)
社協支部における見守り協力員数	111 人	200 人
上尾市見守りネットワーク加入企業数	114 社	↑ (増加)
孤立死数	23 件	0 件
被虐待児・者数 (高齢者・障害者・児童)	131 件	↓ (減少)

◆ 取り組み内容 ※市と社会福祉協議会の事業内容などは資料編を参照

◇ 市の取り組み

(1) 見守り支援の推進 **☛取り組み連携体制図 (P40)** (資-15☞6-1~6-4)

- 高齢者世帯や障害者世帯等を対象とした訪問事業を推進します。
- 企業等との協定により、地域ぐるみの見守り体制を推進します。
- 情報端末を活用した緊急通報、高齢者の徘徊^{はいかい}防止を推進します。

(2) 孤立化の防止 (資-15☞6-5~6-11)

- 子育て家庭の孤立を防げるよう、訪問事業を推進します。
- 悩みごとを抱えている人が気軽に相談できる場を提供します。
- ひきこもり防止に向けた取り組みを推進します。

(3) 虐待の防止 (資-15☞6-12~6-15)

- DVや虐待防止に向けた取り組みを推進します。

(4) 防犯活動の推進 (資-15☞6-16~6-18)

- 警察等と連携し、地域の防犯活動を推進します。
- 消費者被害の防止に向け、相談や情報提供、周知、啓発を行います。

◇ 社会福祉協議会の取り組み **☛具体的な取り組みの方法 (P41)** (資-15☞s6-1~s6-2)

- 高齢者や障害者、子育て世帯など、孤立しがちな人を早期発見し、地域みんなで見守る仕組みをつくることで、「孤立者を一人も出さない」地域づくりに取り組みます。
- 社協支部をはじめ、民生委員・児童委員（主任児童委員）、区会・町内会・自治会、地域活動団体と連携し、多様で重層的な見守り活動を推進します。

Let's try !



市民は…

- 異変があったときに気付けるよう、隣近所と普段から顔の見える関係を作りましょう。
- 認知症や障害者に関することなどについて理解を深め、常日頃から地域の子どもや高齢者、障害者等を見守りましょう。
- 困りごと、悩みごとなど、何かあったら抱え込まずに誰かに相談しましょう。

区会・町内会・自治会は…

- 虐待等を未然に防ぐため、気づいたらすぐに関係機関に相談ができるようにしましょう。
- 地域防犯推進委員やPTAなどと連携し、地域ぐるみでの見守りを行いましょう。
- 地域で支援を必要とする人がいる場合には民生委員・児童委員（主任児童委員）や市などと連携しましょう。
- 地域での孤立を防ぐために、区会・町内会・自治会への加入を呼びかけましょう。

民生委員・児童委員は…

- 区会・町内会・自治会等と連携し、見守り活動に取り組みましょう。

主任児童委員は…

- 学校や各種相談機関と連携し、虐待防止などに向けた見守り活動に取り組みましょう。

市内企業は…

- 上尾市見守りネットワークに加入し、地域の見守り活動に参加しましょう。

地域見守り活動の推進

社協支部は、これまで孤立しがちな人への声かけや見守り訪問活動に取り組んできました。しかし、関わりを拒否している要援護者への訪問は難しく、発見が遅れて問題を深刻化させてしまうこともあり、見守りの方法を検討する必要が出てきました。そこで、社協支部は、従来の見守り訪問活動に以下の方法を加え、生活異変の早期発見による「孤立者を一人も出さない」ための地域づくりに取り組みます。

○多様な見守り活動の展開と連携

- ①社協支部の実践する見守り活動は、区会・町内会・自治会内の要援護者を支えるための広域的な活動と位置付け、従来の訪問型の見守りを基本としながら、家の外からの状況確認や電話による安否確認、サロン活動での様子の把握など、実情に応じた見守りを行い、異変の早期発見につなげます。また、近隣での関わりが困難なケースの対応など、区会・町内会・自治会の見守り活動を広域的に補完する役割を担います。
- ②いきいきクラブをはじめ、地域で福祉活動に取り組んでいる団体やボランティアに働きかけ、日常活動の延長上で、意識的に近隣住民の生活異変を見守る「福祉協力員」（仮称）としての協力を求めます。
- ③見守り活動は、地域福祉活動の核である民生委員・児童委員（主任児童委員）との協力連携が不可欠であり、区会・町内会・自治会や既存の見守り活動、団体、仕組みとの連携の場を設定しながら進めます。

達成目標 計画期間内に、すべての区会・町内会・自治会に複数の「福祉協力員」（仮称）による協力体制をつくります



社会福祉協議会の取り組み

- 1) 支援が必要な人の課題の早期発見と継続的な見守り活動の展開
- 2) 広報紙やHPなどによる、具体的な事例をもとにした、見守り活動の必要性の周知と啓発
- 3) 「福祉協力員」（仮称）の協力依頼とボランティア講座の開催などによる理解の促進と、参加者の登録による担い手の確保
- 4) 先進的、又は既存の取り組みを生かした事例の紹介等を通じた区会・町内会・自治会での見守り活動に関する相談支援



市の連携事項

- 1) 地域福祉関連情報の周知啓発
- 2) 見守り活動に安心して取り組むための「個人情報保護ガイドライン」の例示
- 3) 見守り活動に係る体制整備支援
- 4) 「上尾市見守りネットワーク」をはじめ、社協支部や区会・町内会・自治会、福祉団体による見守り活動の連携調整を図るための仕組みづくり

基本目標 3 誰もが役割を持つことができる地域の実現

取り組み 7 隣近所や地域の力による福祉活動のきっかけづくり

◆ 現状と課題

一人ひとりが互いを理解し、助け合うための意識の醸成が求められています。

○核家族化の進行などにより、地域のつながりが希薄化しており、地域における相互扶助機能の低下が課題となっています。近隣に住む人たちが互助のために形成している区会・町内会・自治会においても加入率の低下が懸念されています。

○市民アンケートでは、「地域福祉」という言葉を知っている割合は、1割半ばとなっています。また、地域の課題に関心がある人は約7割、地域の課題を解決するにあたって助け合い、支え合いが「必要だと思う」人は約9割で一定の地域への関心があることがうかがえます。

○一方で、近所付き合いについて、「会えばあいさつする程度の付き合いである」が5割半ばとなっており、それ以上親しい付き合いがある割合は3割強となっています。

○また、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されたほか、埼玉県では、「埼玉県障害のある人もない人もすべての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」と「埼玉県手話言語条例」の2つの条例が制定、平成28年4月1日から施行されており、障害者への理解の促進が求められているほか、市民アンケートでは、障害者が生きがいをもって暮らすために必要なこととして、「地域で理解を深める」が5割弱で第2位となっています。

策定過程の各会議で出された意見



○まずは、「あいさつ」が基本であり、積極的な声かけが必要である。

○「地域福祉」の意味までわかっている人は少ない。

○地域福祉活動については、地域差がみられ、それぞれの実情に応じた活動が必要である。

○地域福祉活動を率先して引っ張っていく人材が必要である。子どものころからの福祉教育や意識付けが必要である。

○子ども会育成会など子ども・若者の世代を巻き込むことが必要である。

◆ 目指す姿

○身近な地域における付き合いが深まり、普段からの声かけや地域行事への参加が積極的に行われている地域を目指します。

○家庭、学校、職場、地域などのさまざまな機会を通じて、障害などの福祉に関する啓発や教育などが進み、お互いが尊重し合い、支え合える地域を目指します

○地域福祉を担う人材・リーダーが育成され、地域福祉に関する活動が活発に行われている地域を目指します。

◆ 指標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H32)
近所付き合いについて「会えばあいさつする程度の付き合いである」(アンケート調査)	5割半ば	↑(増加)

◆ 取り組み内容 ※市と社会福祉協議会の事業内容などは資料編を参照

◇ 市の取り組み

(1)一人ひとりの意識の醸成 (資-16⇔7-1~7-5)

- 地域のつながりの必要性について、広報・周知を推進します。
- 福祉に関するイベントの開催を通じて、地域住民の地域福祉についての意識醸成につなげます。
- 障害者差別解消法等に関する市政出前講座や、手話言語条例に関する検討会議などを開催し、障害に関する理解と周知・啓発を図ります。
- 障害者の差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、既存の「上尾市・伊奈町地域自立支援協議会」に「障害者差別解消支援地域協議会」の機能を新たに追加します。

(2)地域組織への参加促進 (資-16⇔7-6~7-10)

- 地域にある組織、活動への参加を促進します。

◇ 社会福祉協議会の取り組み (資-16⇔s7-1~s7-5)

- 学校をはじめ、企業や地域住民に対し、当事者との交流や体験型の学習による福祉意識の醸成を行います。
- 自分の暮らす地域の身近な福祉課題を知り、自分たちにできることを話し合える場づくりを行います。

Let's try !



市民は…

- 地域の中で顔を合わせる人とあいさつをする習慣を身に付けましょう。
- 趣味仲間など小さな集まりを契機に地域福祉活動に参加しましょう。
- 地域で開催される福祉に関する講座などに参加しましょう。

区会・町内会・自治会は…

- 大人も子どももあいさつできる地域を目指しましょう。
- 区長を中心に地域福祉について学ぶ機会を設けましょう。
- 近隣の人々に呼びかけを行い、身近な日常生活における課題や事例など話し合う場を持ちましょう。
- 隣近所での顔見知りの関係がつかれるよう、イベントなどを積極的に活用しましょう。
- 子ども会育成会等と連携し、若い世代が参加できる活動に取り組みましょう。

社会福祉法人は…

- 助け合い、支え合いのために必要な知識やノウハウなどを地域と共有しましょう。

取り組み8 地域福祉活動の担い手の育成

◆ 現状と課題

一人ひとりが地域の一員として、健康であることが重要です。

- 全国的に人口減少及び少子高齢化が進行していく中で、元気な高齢者が引き続き元気に生活することや、高齢者が地域の担い手として活躍することなど、高齢者の健康の維持の重要性が高まっています。
- 近年、社会環境や生活習慣の変化などにより、ストレスを抱える人や生活習慣病にかかる人が増加していることから、健康づくりに注目が集まっています。上尾市では、高齢者人口、要介護・要支援認定者数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれています。
- 市民アンケートでは、保健・福祉の情報で充実してほしいと思うものについては、「健康づくりに関する情報」が4割弱で第2位となっており、年齢別では、18～29歳と60～69歳で「健康づくりに関する情報」が最も高くなっています。自由意見では、健康づくりや介護予防の講習会などの実施を求める意見が挙げられています。
- 事業所アンケートでは、地域の医療機関と相互理解を深める機会や誰でも気軽に健康づくりに参加できる機会を求める意見が挙げられています。
- 団体アンケートでは、地域福祉活動に取り組んでいくためには、参加者自身が健康であることが重要であるという意見が挙げられています。

より多くの市民が地域福祉活動に参加していくことが求められています。

- 地方分権という時代の流れの中で、福祉活動をはじめ、まちづくりへの市民参画は必要不可欠なものとなっています。退職後、地域で生活する時間が多くなる団塊の世代や高齢者だけでなく、子どもや若者、子育て世帯などすべての市民が地域活動に関わって行くことが重要となります。
- 地域活動などへの取り組み状況については、「取り組んだことはない」が約5割となっており、今後の地域活動への取り組み意向については、「機会があれば、取り組んでもよい」が5割弱で、『取り組みたくない・取り組まない』は50歳以上で3割から4割を超え、他の年代よりも高くなっており、若年層だけでなく、すべての年代に対して地域活動への参加を促進させていく必要があります。
- また、活動していない理由については、「勤務などの都合で機会がないから」「時間がないから」「参加方法がわからないから」が高くなっています。一方で、活動・参加の条件については、「活動時間や曜日が自由」「気軽に参加できる」「身近なところで活動できる」が上位となっており、活動に参加しやすい仕組みづくりが求められています。
- 団体アンケートでは、活動を行う上で困っていることについて、「メンバーの高齢化」「新しいメンバーが入らない」「リーダー（後継者）が育たない」が上位となっており、活動するうえでの人材の確保が課題となっています。また、市民が団体の活動に一回だけでも気軽に参加してもらうことについては、「活動の内容によっては、一回きりの参加があっても良い」が3割半ばとなっています。

策定過程の各会議で出された意見



- ボランティアなどに参加したいと思っている人はいるが、具体的な話になると引いてしまう人も多くいる。
- 親も子も含めた情報提供が必要である。
- 若い人や未経験者、ボランティアを始めて間もない人の育成や、継続的な活動支援が必要である。
- 地域でのボランティアの受け皿作りや団体や組織の横のつながりが必要である。
- 地域活動の推進にあたっては、教育経験者、福祉経験者などの OB、OG の活用をすることが必要である。
- 健康づくりは、間口を広げ、仕掛け、きっかけづくりが重要である。
- 生きがいつくりは、情報交換、取り組み紹介、発表の場が必要である。
- 生活の中で、「楽しいこと」を見つけることが必要である。

◆ 目指す姿

- 一人ではなく、地域でみんなと健康づくりに取り組み、誰もが健康に過ごすことができる地域を目指します。
- 地域のことや各種団体の活動内容などの情報が積極的に発信され、市民の地域活動やボランティア活動への関心が高まり、新たな参加者が加わりやすい地域を目指します。

◆ 指標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H32)
地域を支える担い手育成講座への参加人数	59 人	↑ (増加)
アッピー元気体操リーダー養成講座受講者数	44 人	↑ (増加)
認知症サポーター養成講座参加人数	853 人	1,150 人
健康に関する地域への出前講座開催数	48 回	↑ (増加)

◆ 取り組み内容 ※市と社会福祉協議会の事業内容などは資料編を参照

◇ 市の取り組み

(1) 健康・生きがいつくりの推進 (資-16・17⇨8-1~8-13)

- 健康相談や健康講座などを開催し、自分の健康は自分で守るという健康づくり意識の普及啓発に努めます。

アッピー元気体操の様子



- 市民が気軽に取り組みやすい健康づくり活動やイベントなどを実施します。
- 市民が心身ともに健やかに暮らすことができるよう、心の健康づくりに取り組みます。

(2)人材の育成・活用 (資-17☞8-14~8-25)

- 地域の福祉活動や健康づくり活動に積極的に関わっていく人材を育成します。
- 教育経験者、福祉経験者などのOB、OG 地域活動へ参加を促進するための周知啓発を図ります。
- ボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化を図るとともに、ボランティアセンターとの連携体制を充実します。

◇ 社会福祉協議会の取り組み (資-17☞s8-1~s8-4)

- ボランティア情報の提供により、市民のボランティア意識を高めます。
- これまで地域活動に参加していない人でも気軽に参加できるような機会を提供します。
- ボランティア活動を行う個人・団体を支援するとともにマッチング機能を強化します。
- 新たなボランティア養成のための講座を開催します。

Let's try !



市民は…

- 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、情報を収集しましょう。
- 自分が持っている技術や得意分野を生かした地域活動に参加しましょう。
- 日頃から体を動かす習慣を持ちましょう。
- 自分の健康に関心を持ち、定期的に各種健（検）診を受診し、健康管理に気を付けましょう。
- 健康講座や料理講習会や運動教室に参加し、健康づくりの意識を高めるとともに、日常生活で実践しましょう。

区会・町内会・自治会は…

- 地域の中で活動する団体と積極的に交流を図りましょう。
- 中高生等、子どもが参加しやすい地域活動を実施しましょう。
- 各種団体などが実施する講座への参加を呼びかけましょう。
- 各種健（検）診を受診するよう、地域で声かけをしましょう。

社会福祉法人は…

- 持っている資源やノウハウを生かして、地域での健康づくりに協力しましょう。

取り組み9 活動団体への支援

◆ 現状と課題

多様な世代の交流の促進が求められています。

- 近年、人々のライフスタイルや価値観が多様化しており、特に若い世代では、仕事が忙しいことなどを理由に、積極的に地域活動に関わる人が少なくなっています。
- 団体アンケート、民生委員・児童委員アンケートでは、活動から感じる地域課題について、「世代間交流」が5割超でともに第1位となっているほか、「隣近所との交流」が上位にきており、地域での交流が求められていることがうかがえます。

団体の活動の場づくりが求められています。

- 公共施設の建て替えや運営の在り方の見直しが進んでいる中で、団体アンケートでは、活動を行う上で困っていることについては、「活動拠点の確保が困難」が、また、活動から感じる地域課題については、「気軽にあつまれる場所が少ない」が1割以上となっているほか、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なことについて、「地域の人が交流できる場の整備」が約5割となっており、交流の場や機会、活動の拠点が求められていることがうかがえます。
- 少子高齢化と併せ、地域で誰にも管理されない土地や空き家が増えていることが問題となっています。高齢者などが所有する土地や建物については、権利擁護などの支援や、地域での有効な活用方法などについて検討していくことが求められています。

策定過程の各会議で出された意見



- サロンも高齢者だけではなく幅広い世代で実施することが重要である。
- 地域活動について魅力ある企画が、参加の促進につながる。
- 地域活動に若い人を巻き込み、その後の活動のバックアップができるとうい。
- 公園はつながりの場づくりに最適。

◆ 目指す姿

- 地域の中で、世代や所属を越えて、誰もが気軽に集まれる場と機会を提供され、地域交流の活発化が図られている地域を目指します。

◆ 指標

指標名	現状値 (H27)	目標値 (H32)
地域で取り組まれているサロン活動数	62 箇所	85 箇所

◆ 取り組み内容 ※市と社会福祉協議会の事業内容などは資料編を参照

◇ 市の取り組み

(1) 団体の活動・交流促進の支援 (資-17・18⇔9-1~9-12)

- 高齢者や障害者、子育て中の生きがいや仲間づくりにつながる集いの場づくりや機会づくりに努めます。
- 市民が気軽に集うことができる場の情報を提供します。

(2) 交流の場の提供 (資-18⇔9-13~9-15)

- 地域の活動の拠点となる場の提供に努めます。

◇ 社会福祉協議会の取り組み ▣具体的な取り組みの方法 (P49) (資-18⇔s9-1~s9-5)

- 障害や高齢、子育て、介護などが理由で孤立しがちな当事者同士が集まり、交流を深めることで、お互いの生活のしづらさを共有できる場づくりを進めます。
- 当事者ならではの活動や情報発信を通じて、平時から災害に強い取り組みと、社会参加を高める機会づくりを進めます。
- サロンやボランティア団体の立ち上げや、活動及び運営に関する相談に応じます。

Let's try !



市民は…

- 地域の行事に積極的に参加しましょう。

区会・町内会・自治会は…

- 祭りをはじめとした地域の行事の際には、住民同士で懇親を深めることができるような場づくりを心がけましょう。
- 地域の中で世代間交流の機会を設け、思いやりのある地域づくりを推進しましょう。
- 集会所等、自分たちで使う場所は自分たちで管理する意識を持ちましょう。

各団体は…

- 高齢者と子どもとの交流など、ニーズを把握し皆で楽しめるメニューを企画しましょう。
- 他の分野の団体等と連携し、横のつながりを持ちましょう。

社会福祉法人は…

- 施設の一部を開放するなど、地域の交流の場の提供に努めましょう。

当事者をつなぐ活動の推進

社協支部は、孤立を防ぐためのたまり場として、区会・町内会・自治会でのサロン活動の取り組みを促進してきました。しかし、障害者やその親、介護者や子育て世帯等では、情報や生活体験を共有できる場が不足しており、より孤立を深める傾向にあります。また、世代間交流の場が少なくなっていることから、サロン活動でこうした場づくりも求められています。そこで、社協支部では、従来のサロン活動に以下の視点と方法をもって、多様な形態のサロンや集える場づくりに取り組みます。

○サロン活動の推進

サロン活動は、障害や高齢、子育てなどが理由で孤立しがちな当事者同士が集まり、交流を深めることで、お互いの生活のしづらさを共有できる場として、また、当事者ならではの活動や情報発信を通じて、平時から災害に強い取り組みと、社会参加を高める役割を担う場として、以下の枠組みで活動を行います。

- ①社協支部は、区会・町内会・自治会と連携し、機関紙等を通じてサロンの開催や報告に関する「住民への広報」を行います。
- ②民生委員・児童委員や関係機関の協力を得ながら、サロンに参加してもらいたい人への呼びかけを行います。また、参加を促す際には、開催のチラシを手渡ししながら、本人の安否確認や関係づくりを意識して行います。
- ③サロンに参加した人が、支援を受ける側だけでなく、自らの役割を持ち、担い手としても活動できるような環境づくりやサロン運営の必要性を啓発していきます。
- ④社協支部は、サロン活動を実施している区会・町内会・自治会同士が情報交換できる場づくりを行います。

達成目標 すべての区会・町内会・自治会でのサロン活動や、つながりを意識した場づくりを促進します。また、サロン活動は介護予防の機能も持ち、月に複数回程度の運営を目標とします



社会福祉協議会の取り組み

- 1) 高齢・障害・子育て・世代間交流などのサロンや集いの立ち上げ、運営に関する相談支援
- 2) サロンの運営講座及び情報交換会の開催による支援
- 3) 福祉講座による支え合い意識の啓発及び人材確保



市の連携事項

- 1) サロン活動に関する先進的な活動事例などの情報提供
- 2) サロン運営に必要な専門職員の派遣などによる運営支援

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 役割分担による計画の推進

高齢者の見守り活動や子育て支援活動等、地域に根差した取り組みを進めていくためには、市の取り組みのみならず、さまざまな団体などとの連携や協力関係が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動する関係機関・団体、福祉サービス事業者、ボランティア、NPO等が地域福祉の重要な担い手となっていく必要があります。

市、社会福祉協議会及び市民との役割分担と連携のもと、計画を推進していく体制を整備します。地域福祉推進にあたっては、市（福祉総務課）、社会福祉協議会（地域福祉課）が事務局として推進を図ります。

(2) 地域活動における多様な財源づくり

地域福祉活動を展開する上で、財源を確保することが重要です。

市や社会福祉協議会からの補助金、助成金をはじめ、赤い羽根共同募金の助成金等の各種補助金・助成金の有効活用による財源確保を促進します。

また、区会・町内会・自治会などでは、イベントでバザーを開催したり、リサイクルを活用するなど、自主財源づくりに努めましょう。

(3) 市及び社会福祉協議会の基盤強化

①市の基盤強化

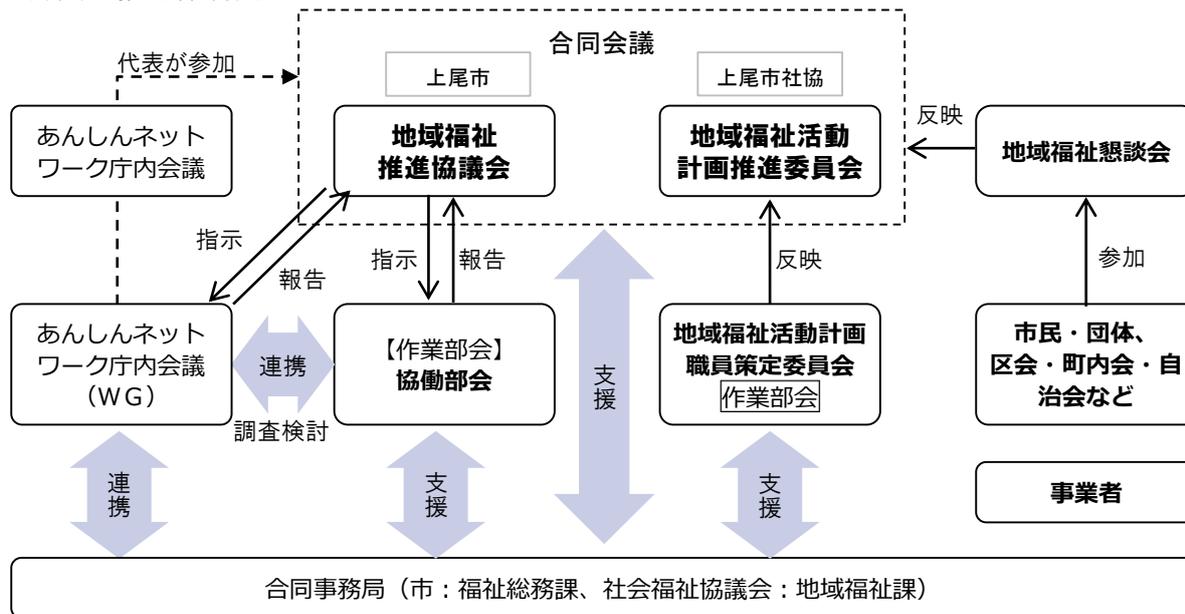
市では、財政的な支援だけでなく、これまで以上に社会福祉協議会や各種組織、団体と連携を強化しながら、さまざまな事業等を実施し、基本理念を実現できるよう取り組みを推進します。

②社会福祉協議会の基盤強化

社会福祉協議会の基盤強化のため、以下の項目に取り組みます。

- 市民に認知され、多くの理解が得られた中で活動できるよう、広報啓発活動などの取り組みを推進します。（例：地域福祉を考える集い（地域における事例紹介））
- 職員の専門性の強化を図り、対応力を向上します。
- 社会福祉協議会として財源の確保に努め、安定した運営ができることを目指します。
- 社会福祉協議会における業務執行の意思決定機関としての理事会、議決機関としての評議員会の役割を明確にし、充実を図ります。

■ 計画の推進体制図

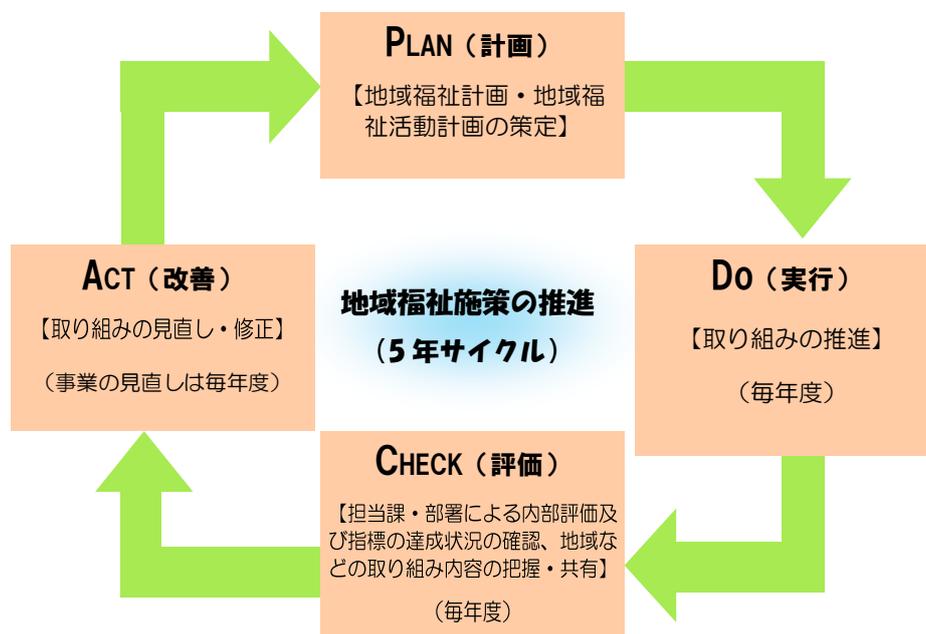


2 進ちよく管理

計画の進ちよく管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画のすみやかな実行を図るとともに、評価と改善を充分に行い、実効性のある計画を目指します。

計画の進ちよく管理は、市、社会福祉協議会による該当事業（資料編参照）内部評価に加え、指標の達成状況の確認による客観評価の両面から行います。該当事業や指標の評価については毎年度（1年サイクル）、計画全体の見直しは5年ごとに行います。

■計画の進ちよく管理のイメージ



資料編

1 各種アンケート調査からみる現状

本計画の策定にあたり、その基礎となる市民、福祉関係事業所、福祉関係団体及び民生委員・児童委員の福祉に対する意識や実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きするために実施しました。

調査概要

- 調査地域：上尾市全域
- 調査対象者：①上尾市に在住する18歳以上の市民3,000人
②福祉関係事業所
③福祉関係団体
④上尾市内において活動する民生委員・児童委員
- 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- 調査期間：平成27年9月
- 調査方法：①②郵送配布・郵送回収 ③④直接配布・直接回収
- 回収結果：

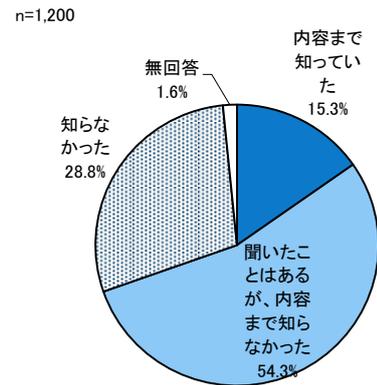
	配布数	回収数	回収率
①市民	3,000	1,200	40.0%
②福祉関係事業所	93	62	66.7%
③福祉関係団体	204	153	75.0%
④民生委員・児童委員	313	275	87.9%

(1) 市民対象アンケート調査結果より

①地域福祉や福祉課題に関する意識や行動について

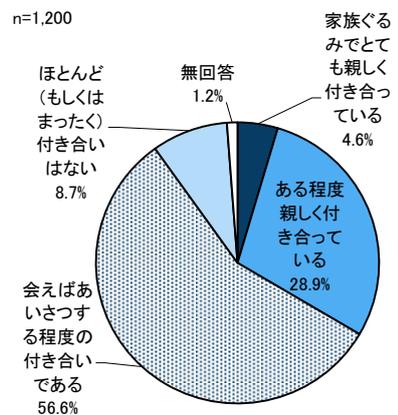
“地域福祉”という言葉の認識について

“地域福祉”という言葉の認識については、「聞いたことはあるが、内容まで知らなかった」が54.3%と最も高く、次いで「知らなかった」が28.8%となっており、内容を知らない人は8割を超えています。



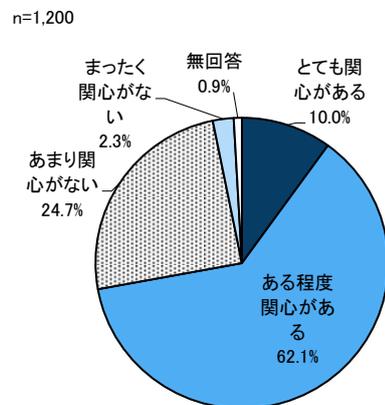
近所付き合いについて

近所付き合いについては、「会えばあいさつする程度の付き合いである」が56.6%と最も高く、次いで「ある程度親しく付き合っている」が28.9%、「ほとんど（もしくはまったく）付き合いはない」が8.7%となっています。



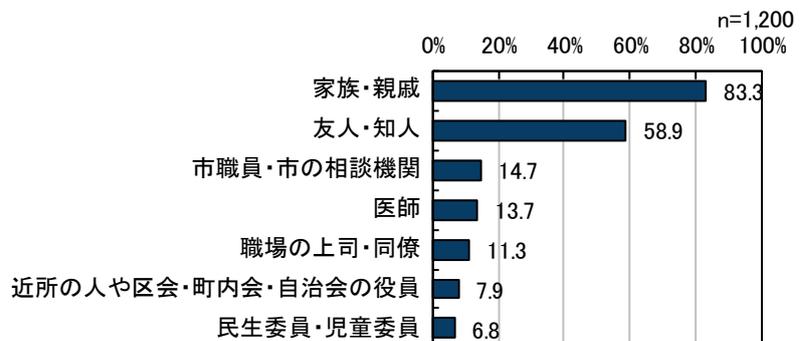
地域の課題への関心度について

地域の課題への関心度については、「ある程度関心がある」が62.1%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が24.7%となっており、「関心がある」が合わせて7割を超えています。



不安や悩みの相談先について

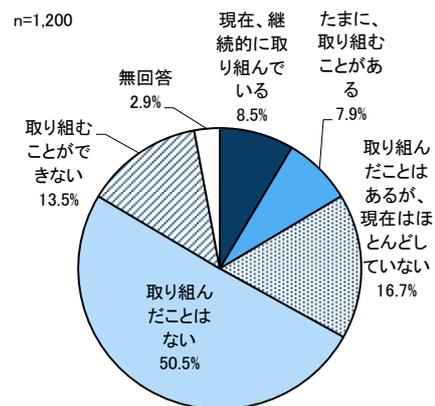
不安や悩みの相談先については、「家族・親戚」が83.3%と最も高く、次いで「友人・知人」が58.9%、「市職員・市の相談機関」が14.7%となっています。



②地域活動・ボランティア活動について

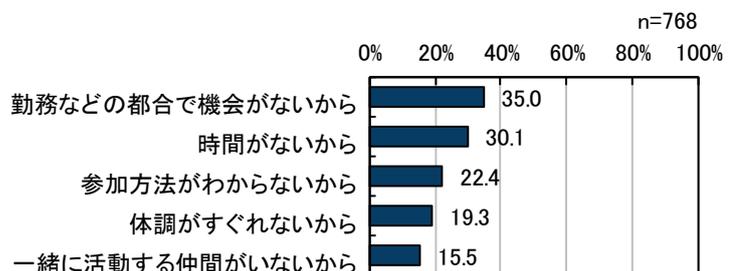
地域活動等への取り組み状況について

地域活動等への取り組み状況については、「取り組んだことはない」が50.5%と最も高く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が16.7%、「取り組むことができない」が13.5%となっており、「取り組んだことがある」人は3割強となっています。



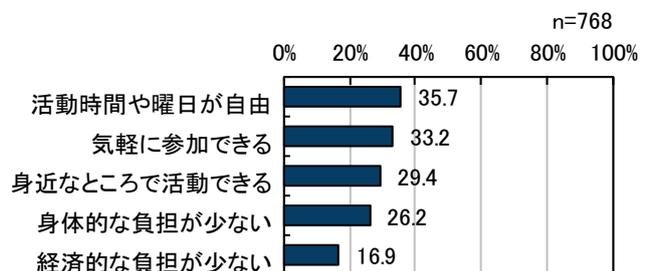
活動していない理由について

活動していない理由については、「勤務などの都合で機会がないから」が35.0%と最も高く、次いで「時間がないから」が30.1%、「参加方法がわからないから」が22.4%となっています。



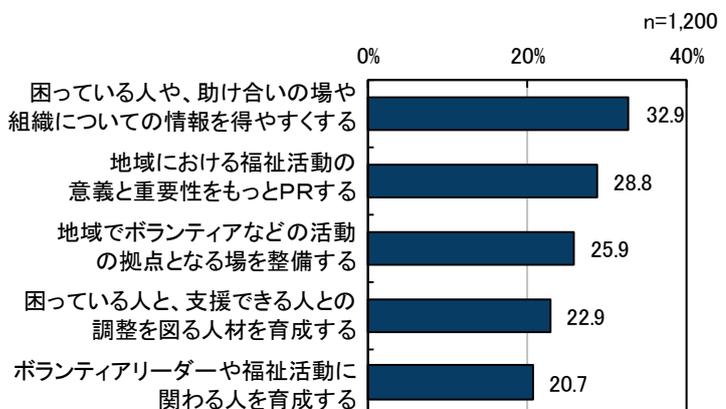
活動・参加の条件について

活動・参加の条件については、「活動時間や曜日が自由」が35.7%と最も高く、次いで「気軽に参加できる」が33.2%、「身近なところで活動できる」が29.4%となっています。



地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために最も重要なことについて

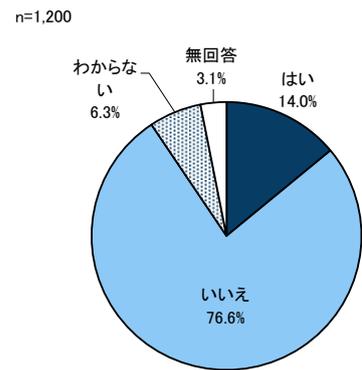
地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために最も重要なことについては、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が32.9%と最も高く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が28.8%、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」が25.9%となっています。



③防災活動について

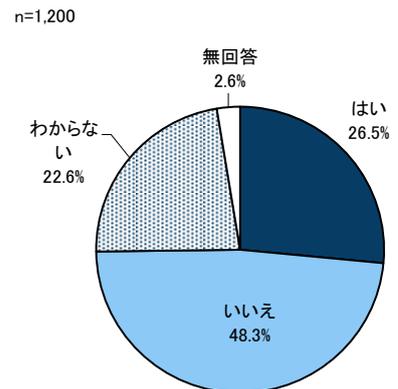
地域の防災訓練への参加状況について

地域の防災訓練への参加状況については、「いいえ」が76.6%と最も高く、「はい」を大きく上回っています。



地域の自主防災組織への参加状況について

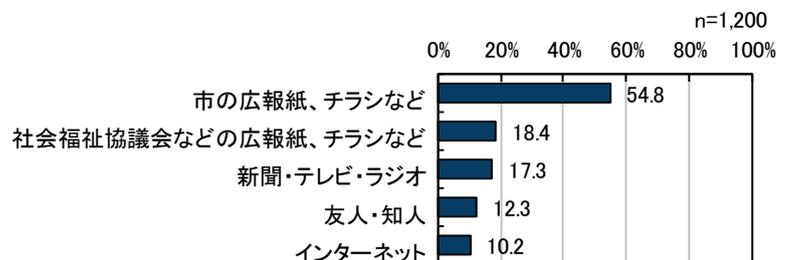
地域の自主防災組織への参加状況については、「いいえ」が48.3%と最も高く、「はい」を上回っています。



④ふだんの福祉サービスに関する情報について

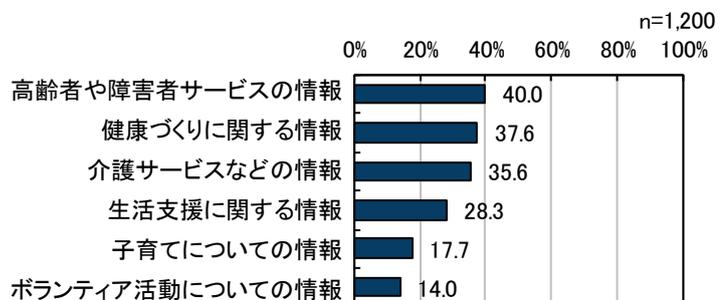
福祉サービスに関する情報の入手先について

福祉サービスに関する情報の入手先については、「市の広報紙、チラシなど」が54.8%と最も高く、次いで、「社会福祉協議会などの広報紙、チラシなど」が18.4%となっています。



充実してほしいと思う保健・福祉の情報

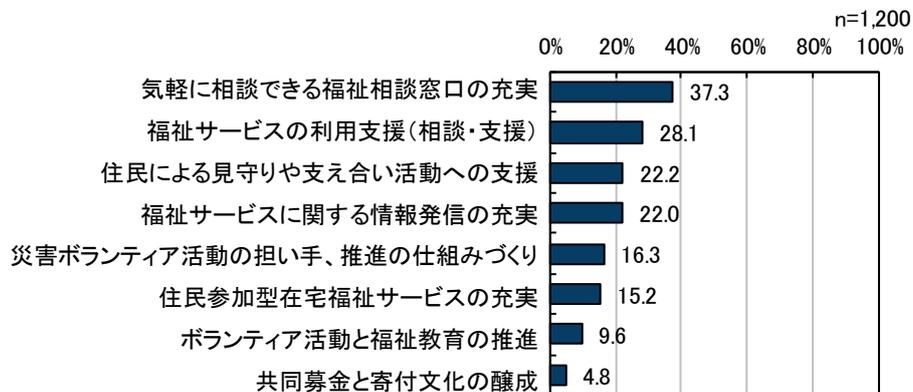
保健・福祉の情報で充実してほしいと思うものについては、「高齢者や障害者サービスの情報」が40.0%と最も高く、次いで「健康づくりに関する情報」が37.6%、「介護サービスなどの情報」が35.6%となっています。



⑤上尾市における今後の地域福祉活動の展開について

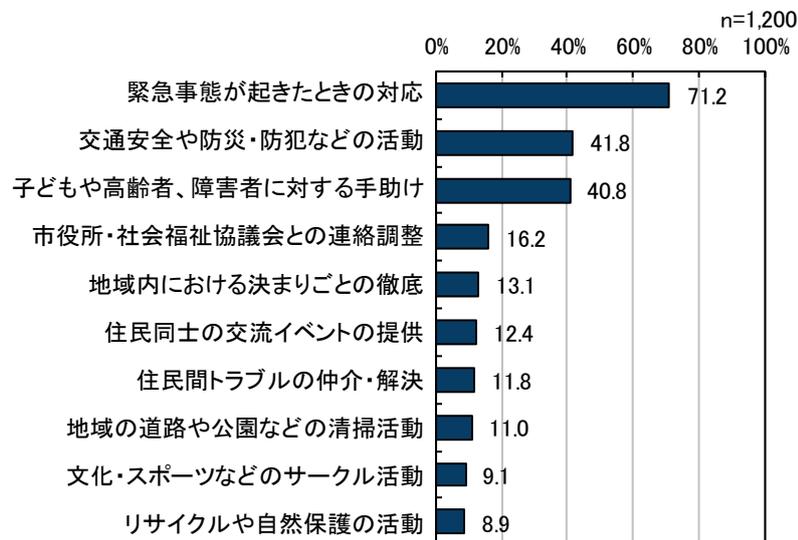
上尾市社会福祉協議会に対して期待する活動について

上尾市社会福祉協議会に対して期待する活動については、「気軽に相談できる福祉相談窓口の充実」が37.3%と最も高く、次いで「福祉サービスの利用支援（相談・支援）」が28.1%、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が22.2%となっています。



地域にある組織や団体に対して期待する活動について

住んでいる地域の中で安心して暮らしていくために、地域にある組織や団体に対して期待する活動については、「緊急事態が起きたときの対応」が71.2%、次いで「交通安全や防災・防犯などの活動」が41.8%、「子どもや高齢者、障害者に対する手助け」が40.8%となっています。



(2) 福祉関係事業所対象アンケート調査結果より

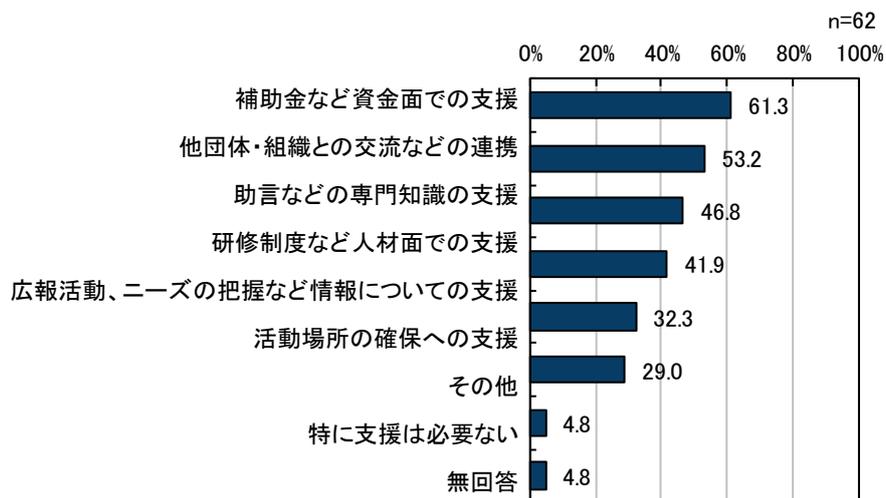
最近、制度上のサービスでは解決できずに困っている問題・事例について

最近、制度上のサービスでは解決できずに困っている問題・事例に関する主な意見は以下のとおりです。

- 通帳管理ができない人で本人が安心サポート利用をこぼみ日常生活（衣食住）が困難となってしまう。
- 経済的に余裕の無い人が（家族）、要介護になり、入所希望があっても、介護保険で利用するには色々の制限（介護度など）がある。
- 事業所の中途利用希望があったとき、以前とくらべ、実際に利用が可能になるまで時間がかかる。
- 生活困窮者で身よりが無い場合の対応は悩ましいと思います。また、以前利用いただいた利用者さんで認知症で経済的に搾取されている人がいました。
- 地域に無償、有償ボランティアが少なく、介護サービス利用対象外の支援に困難を感じる。
- 認知症が疑われる人などで受診拒否している人への支援。（受診へつなげるための支援）
- 家族が協力的ではないが、介護保険サービスでは対応が難しいとされている通院同行介助のケースなどがある。
- 全般的に生活保護にはならないまでも金銭的に困窮しているケース。必要なサービス利用ができない。
- 育児能力に欠ける保護者に対する育児能力を向上、保護者の心の安定を図れるサービスが無いこと。注意をすると保護者との人間関係がくずれるので他機関でやってほしいがやってもらえない。

地域福祉活動を推進するうえで必要とする支援について

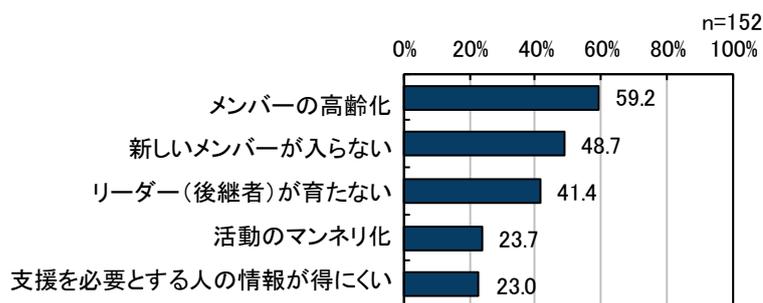
地域福祉活動を推進するうえで必要とする支援については、「補助金など資金面での支援」が 61.3%と最も高く、次いで「他団体・組織との交流などの連携」が 53.2%、「助言などの専門知識の支援」が 46.8%となっています。



(3) 福祉関係団体対象アンケート調査結果より

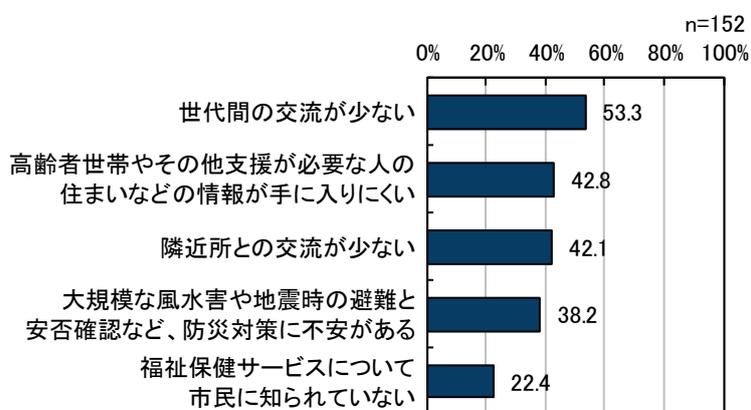
活動を行う上で困っていることについて

活動を行う上で困っていることについては、「メンバーの高齢化」が59.2%と最も高く、次いで「新しいメンバーが入らない」が48.7%、「リーダー（後継者）が育たない」が41.4%となっています。



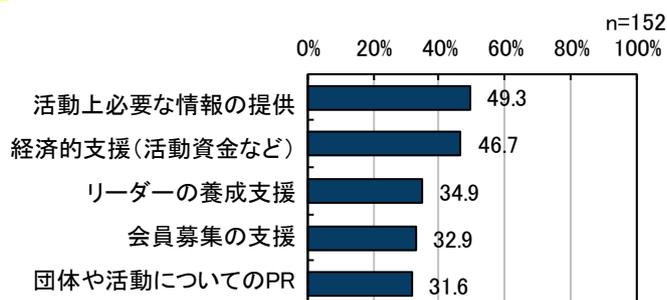
地域の問題点や課題について

地域の問題点や課題については、「世代間の交流が少ない」が53.3%と最も高く、次いで「高齢者世帯（一人暮らしなど）やその他支援が必要な人の住まいなどの情報が手に入りにくい」が42.8%、「隣近所との交流が少ない」が42.1%となっています。



市役所・社会福祉協議会に望むことについて

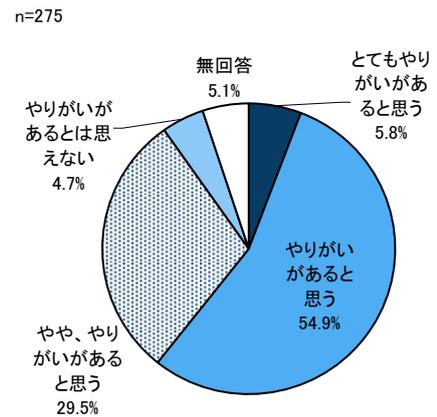
市役所・社会福祉協議会に望むことについては、「活動上必要な情報の提供」が49.3%と最も高く、次いで「経済的支援（活動資金など）」が46.7%、「リーダーの養成支援」が34.9%となっています。



(4) 民生委員・児童委員対象アンケート調査結果より

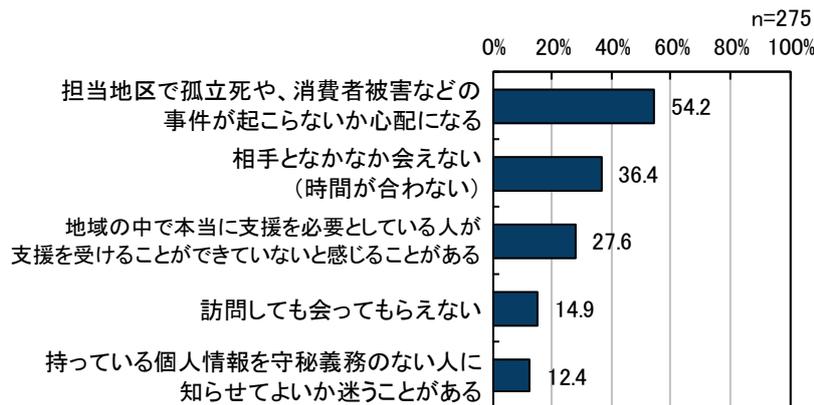
民生委員・児童委員の活動のやりがいについて

民生委員・児童委員の活動のやりがいについては、「やりがいがあると思う」が 54.9%と最も高く、「とてもやりがいがあると思う」、「やや、やりがいがあると思う」と合わせた「やりがいがあると思う」は約9割を占めています。



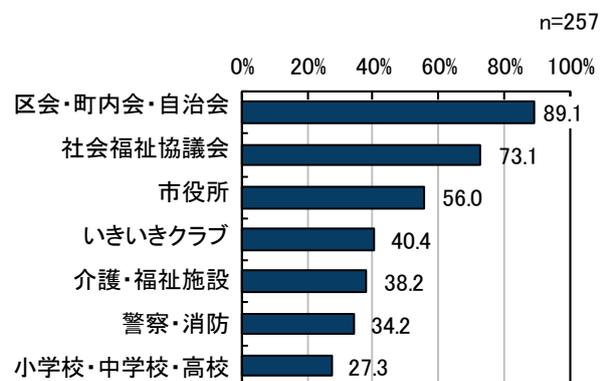
民生委員・児童委員活動の中で、大変・困難だと感じることにについて

民生委員・児童委員活動の中で、大変・困難だと感じることにについては、「担当地区で孤立死や、消費者被害などの事件が起こらないか心配になる」が 54.2%と最も高く、次いで「相手となかなか会えない（時間が合わない）」が 36.4%、「地域の中で本当に支援を必要としている人が支援を受けることができていないと感じることがある」が 27.6%となっています。



担当地区で見守り活動を展開していく上で協力・連携を進めた方がよい団体・組織について

担当地区で見守り活動を展開していく上で協力・連携を進めた方がよい団体・組織については、「区会・町内会・自治会」が 89.1%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が 73.1%、「市役所」が 56.0%となっています。



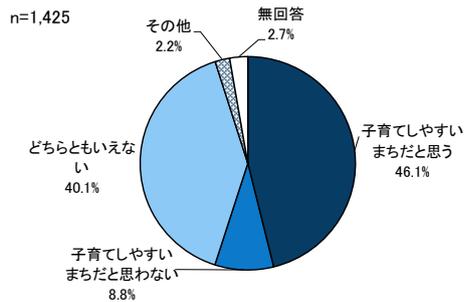
(5) その他市が実施したアンケート調査結果より

上尾市子ども・子育て支援に関するアンケート調査

この調査は、子ども・子育て支援事業計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として平成25年11月～平成26年2月にかけて実施した調査です。

上尾市は、子育てがしやすいまちだと思うかについて ※就学前児童保護者

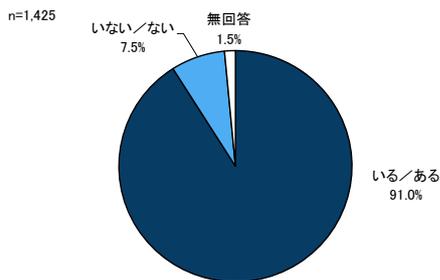
上尾市は、子育てがしやすいまちだと思うかについては、就学前児童保護者では、「子育てしやすいまちだと思う」が46.1%、「子育てしやすいまちだと思わない」が8.8%、「どちらともいえない」が40.1%となっています。



子育てしやすいまちだと思う理由 (n=657)	
1	公園や児童館など子どもの遊び場が多い 78.4%
2	住環境がよい 60.4%
3	自然環境がよい 39.6%
子育てしやすいまちだと思わない理由 (n=126)	
1	公園や児童館など子どもの遊び場が少ない 54.8%
2	保育サービス等が充実していない 42.9%
3	交通機関が不便 41.3%

子育てに関する相談先について ※就学前児童保護者

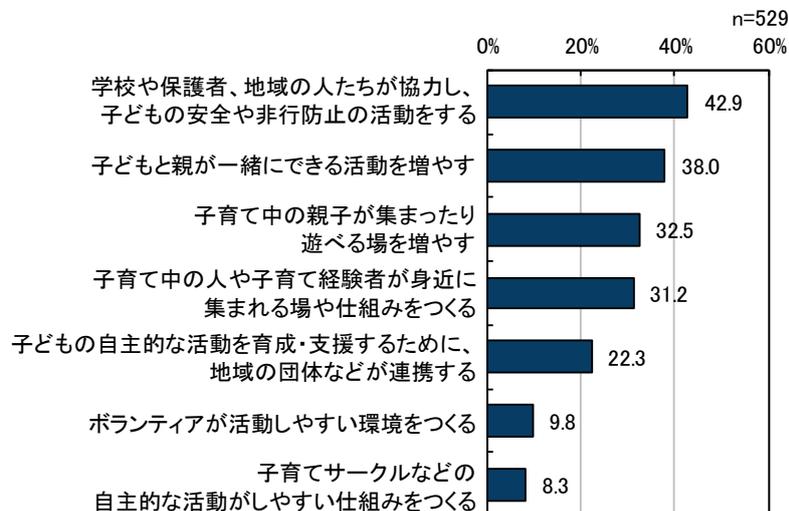
子育て（教育を含む）をする上で相談先があるかについては、「いる／ある」が91.0%、「いない／ない」が7.5%となっています。



相談先 (n=1296)	
1	祖父母等の親族 80.6%
2	友人や知人 77.3%
3	近所の人 20.2%
4	幼稚園 19.3%
5	保育所 15.4%

安心して子育てをするために地域で必要である取り組みについて ※就学児童保護者

安心して子育てをするために、地域でどのような取り組みが必要だと思うかについては、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止の活動をする」が最も多く42.9%、次いで「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」が38.0%、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が32.5%となっています。



2 各取り組みの内容に関する市・社会福祉協議会の事業一覧

基本目標1 福祉サービスが利用しやすい地域の実現

取り組み1 福祉サービスの利用支援

市の取り組み

(1) 福祉サービスの充実

1-1	子育て支援センターの運営	子育て支援センター
1-2	発達支援相談センターの運営（障害児（発達障害含む）が児童発達支援等のサービスを利用する際に、より質の高い支援が受けられるよう「障害児支援利用計画」を作成）	発達支援相談センター
1-3	おおむね3歳までの乳幼児とその保護者への交流室自由利用の促進	子育て支援センター
1-4	月齢や年齢別の子育て講座及び子育て講演会の開催	子育て支援センター
1-5	精神障害者の退院後からの在宅支援（ケースワーク業務・地域定着支援）	障害福祉課
1-6	地域包括支援センターの運営	高齢介護課
1-7	福祉関連施設の整備	保育課 障害福祉課 高齢介護課 福祉総務課
1-8	社会福祉法人の運営支援	保育課 障害福祉課 高齢介護課 福祉総務課

(2) 情報発信体制の充実

1-9	『声の広報』の作成	広報広聴課
1-10	子育てガイドブックの作成・配布	子ども支援課
1-11	HP、SNS、情報紙による子育て講座・イベント等の情報発信	子育て支援センター
1-12	おおむね3歳までの乳幼児を子育て中の転入者向け講座「Welcome上尾」の開催	子育て支援センター
1-13	障害者相談のしおり作成、市ホームページによる情報提供	障害福祉課
1-14	介護保険事業所一覧の提供	高齢介護課
1-15	介護保険制度の周知	高齢介護課
1-16	広報あげお「保健センター通信」による健康に関する情報提供	健康増進課
1-17	情報提供のバリアフリー化の推進	広報広聴課 子ども支援課 障害福祉課 高齢介護課 福祉総務課

(3)関係機関との連携

1-18	事例検討会による情報共有、個別支援の実施	子ども支援課 健康増進課他
1-19	支援体制のネットワーク化	子ども支援課 高齢介護課他
1-20	市内地域子育て支援拠点等連絡会による情報共有、合同研修会の実施	子育て支援センター

(4)権利擁護の充実

1-21	成年後見制度の利用支援	高齢介護課 障害福祉課
1-22	権利擁護の相談支援	高齢介護課 障害福祉課

社会福祉協議会の取り組み

s1-1	ホームページやSNSの活用による、幅広い年代層に対する福祉サービス関連情報の発信強化
s1-2	判断能力の不十分な高齢者や知的・精神障害者等の福祉サービスの利用や日常的金銭管理などの支援を行う「福祉サービス利用援助事業」の充実

取り組み2 支援をつなぐ仕組みづくり

市の取り組み

(1)相談支援の充実

2-1	市政相談委員制度運用事業	広報広聴課
2-2	市民相談室	市民協働推進課
2-3	総合相談支援	高齢介護課
2-4	子育て・教育全般に関わる相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ●就学前までの乳幼児の子育てに関する、電話・面接・メール相談 ●0歳児を対象とした助産師による講義及び相談支援を行う講座「赤ちゃんの日」開催 ●ひとり親相談 ●妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない相談支援を行うプレママ&ベビー相談 ●家庭や学校生活における乳幼児、児童生徒の問題を中心として各種相談に応じ必要な助言 ●子ども・若者相談センターとの連携や子どもサロン及び3歳児健診への出張相談 ●スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問 	子育て支援センター 子ども支援課 健康増進課 発達支援相談センター 教育センター
2-5	子どもの発育・発達に関わる相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ●発達支援相談センター等と連携した教育・就学相談 ●幼児のことばや行動について専門職が相談に応じることばとこころの相談 ●言語面、運動発達面等に不安のある児童への早期支援のために、理学相談、作業相談、言語相談、心理相談の実施 	教育センター 健康増進課 発達支援相談センター
2-6	こころの健康に関わる相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ●精神科医によるこころの健康相談、臨床心理士によるこころの悩み相談 ●統合失調症の家族教室、統合失調症の家族サロンの実施、うつ病家族のグループワーク（クローバーの会） ●言語面、運動発達面等に不安のある児童への早期支援のために、理学相談、作業相談、言語相談、心理相談を実施。 ●就学前までの乳幼児を対象にした計測及び相談を行うにこころ相談会 	健康増進課 発達支援相談センター
2-7	自立した生活に向けた相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ●ケースワーク業務での、相談支援及び制度や関係機関の紹介 ●ニート・ひきこもりなどの社会的自立に向けた相談支援 	障害福祉課 生活支援課 子ども・若者相談センター

2-8	女性のための相談、女性のための法律相談、女性のためのDV電話相談、人権相談所	人権男女共同参画課
2-9	消費者相談、多重債務者相談	消費生活センター
2-10	国民年金相談	保険年金課

(2) 支援が必要な人の自立支援

2-11	上尾市障害者就労支援センターを通じた就労支援	障害福祉課
------	------------------------	-------

(3) 複合的な困難を抱える人への支援

2-12	高等職業訓練促進給付金	子ども支援課
2-13	教育訓練給付金	子ども支援課
2-14	高卒程度認定試験合格支援事業	子ども支援課
2-15	生活困窮者に対する相談支援、コーディネート、支援プラン作成	生活支援課
2-16	ケースワーク業務における、相談支援及び制度や組織の案内	障害福祉課
2-17	市内のホームレス実態調査及び相談支援体制の確立	生活支援課
2-18	訪問によるホームレスに対する相談支援	生活支援課
2-19	学習支援事業	子ども支援課 生活支援課

社会福祉協議会の取り組み

s2-1	社協支部による「福祉ネットワーク部会」（仮称）（情報の共有及び個別支援検討の場）の運営支援
s2-2	社協支部による初期相談窓口機能の充実
s2-3	生活困窮者に対する貸付相談支援事業の推進

取り組み3 さまざまな団体などによる支え合いの仕組みづくり

市の取り組み

3-1	ファミリー・サポート・センター事業	子ども支援課
3-2	(新) 高齢者を地域で支える体制の推進	高齢介護課
3-3	(新) 生活支援体制整備の推進	高齢介護課
3-4	(新) 生活支援コーディネーターの設置	高齢介護課
3-5	地域ケア会議の充実	高齢介護課
3-6	(新) 認知症初期集中支援チームの設置	高齢介護課
3-7	(新) 在宅医療・介護連携の推進	高齢介護課 健康増進課
3-8	アッピー元気体操パート2の制作	高齢介護課
3-9	認知症予防啓発教室	高齢介護課
3-10	介護予防教室	高齢介護課

3-11	家族介護教室	高齢介護課
3-12	介護家族会	高齢介護課
3-13	オレンジカフェ	高齢介護課
3-14	ふれあい収集	西貝塚環境センター

社会福祉協議会の取り組み

s3-1	あげお在宅福祉サービスなど、住民参加型サービスの推進
s3-2	事業受託による人材確保や地域資源の開発、多様な機関・団体とのパイプづくり

基本目標 2 誰もが快適に住み続けられる地域の実現

取り組み 4 誰もが外出しやすい環境づくり

市の取り組み

(1) バリアフリー化の推進

4-1	バリアフリー基本構想の策定の検討	都市計画課
4-2	新規での公園・施設の整備	みどり公園課
4-3	手話講習会の開催	障害福祉課
4-4	手話通訳者の養成講座	障害福祉課

(2) 移動手段の確保

4-5	市内循環バス“ぐるっとくん”の活用	交通防犯課
4-6	福祉タクシー券、自動車燃料費の助成	障害福祉課
4-7	高齢者の移動支援（介護保険、保険外）	高齢介護課

社会福祉協議会の取り組み

s4-1	外出支援サービス（リフト付車両貸出）の実施
s4-2	買い物支援や外出支援ボランティアの養成
s4-3	福祉器材の貸出（2週間以内での車イスの貸出など）
s4-4	小・中学校での手話及び点字の福祉学習

取り組み 5 地域における防災機能の強化

市の取り組み

5-1	ホームページ等の見直しによる自主防災組織周知及び意識醸成	危機管理防災課
5-2	（仮称）上尾市防災士協議会の立上げ、地域の防災リーダーの養成	危機管理防災課
5-3	一人ひとりの避難行動要支援者に対応する個別計画の策定	危機管理防災課
5-4	個人情報の取り扱いに関するガイドライン	障害福祉課 高齢介護課 危機管理防災課
5-5	目的や対象に応じた避難ガイドブックの作成	あんしんNW関係課

社会福祉協議会の取り組み

s5-1	災害ボランティアセンター運営スタッフ養成研修の実施
s5-2	災害ボランティア登録による災害時支援者*の確保
s5-3	自主防災組織に対する災害ボランティアセンターの周知

取り組み6 地域における見守り・声かけによる安全の確保

市の取り組み

(1)見守り支援の推進

6-1	見守りネットワーク	福祉総務課
6-2	単身高齢者、高齢者世帯調査	高齢介護課
6-3	緊急通報システム	高齢介護課
6-4	徘徊高齢者探索サービス	高齢介護課

(2)孤立化の防止

6-5	地域の見守りの推進・見守りネットワーク	あんしんNW関係課
6-6	福祉電話	高齢介護課
6-7	自殺予防対策に関する普及啓発品の関係課窓口への設置	健康増進課他
6-8	保健師の出前講座（こころの健康、ゲートキーパー養成）の実施	健康増進課
6-9	地域のこんにちは赤ちゃん訪問員によるこんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	健康増進課
6-10	ひきこもり防止のための学校やセンター職員による電話連絡や家庭訪問	教育センター
6-11	DV対策支援事業	人権男女共同推進課

(3)虐待の防止

6-12	保護者や児童生徒との面談等による相談で虐待が危惧されるものについて関係所属・機関と連携	教育センター
6-13	虐待対応専門職会議	高齢介護課 障害福祉課 子ども・若者相談センター
6-14	生活支援課等と連携し虐待を防ぐ（障害児については、児童相談所と連携）	
6-15	子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）関係機関との連携	

(4)防犯活動の推進

6-16	防犯活動推進事業	交通防犯課
6-17	消費者被害の防止に向けた周知・啓発	消費生活センター
6-18	消費者被害の防止に係る相談の実施	消費生活センター

社会福祉協議会の取り組み

s6-1	支部構成団体などへの働きかけによる、見守り協力者の確保
s6-2	多様な見守り活動の支援

基本目標3 誰もが役割を持つことができる地域の実現

取り組み7 隣近所や地域の力による福祉活動のきっかけづくり

市の取り組み

(1)一人ひとりの意識の醸成

7-1	(新)研修会及び地域福祉計画概要版の配布	福祉総務課
7-2	出前講座の実施	福祉総務課
7-3	公民館と連携した講座の開催	生涯学習課
7-4	各小・中学校における福祉教育の充実	指導課
7-5	障害者差別解消法の周知・啓発	障害福祉課

(2)地域組織への参加促進

7-6	いきいきクラブ	高齢介護課
7-7	老人だんらんの家 (区会・町内会・自治会等が主体となって実施する生きがいを感じ合える集いの場)	高齢介護課
7-8	アッピー元気体操	高齢介護課
7-9	自主防災組織の活動の活性化	危機管理防災課
7-10	上尾西地域福祉センター、尾山台みんなのひろばの運営	福祉総務課

社会福祉協議会の取り組み

s7-1	社協支部及び、区会・町内会・自治会領域での懇談会開催に関する支援
s7-2	企業等への社会貢献活動の呼びかけ
s7-3	当事者、世代間など多様なサロン活動に関する支援
s7-4	学校・企業・地域住民に対する福祉教育の推進
s7-5	地域の課題を共有するための「地域福祉を考える集い」の実施

取り組み8 地域福祉活動の担い手の育成

市の取り組み

(1)健康・生きがいづくりの推進

8-1	元気アップ教室	高齢介護課
8-2	アッピー元気体操	高齢介護課
8-3	ほのぼの元気事業	高齢介護課
8-4	栄養改善講座	高齢介護課
8-5	歯科講座	高齢介護課 健康増進課
8-6	料理教室	高齢介護課 健康増進課
8-7	市民への食の啓発	健康増進課

8-8	食育講演会の開催（隔年）	健康増進課
8-9	動いて楽しく脱メタボ塾（運動教室）、健康ライフ応援事業の実施	健康増進課
8-10	（新）健康マイレージ事業の検討	健康増進課
8-11	統合失調症の家族教室、統合失調症の家族サロン、うつ病家族のグループワーク（クローバーの会）の実施	健康増進課
8-12	自殺予防に関する関係課との連携	健康増進課
8-13	健康に関する地域への出前講座	健康増進課

(2)人材の育成・活用

8-14	みのり倶楽部ボランティア養成	高齢介護課
8-15	認知症サポーター養成	高齢介護課
8-16	生活支援コーディネーター	高齢介護課
8-17	指導者バンクの運営、コーディネート	生涯学習課
8-18	シルバー人材センター運営費補助	高齢介護課
8-19	ボランティアセンター運営補助	福祉総務課
8-20	各小中学校におけるボランティア活動の推進	指導課
8-21	健康長寿サポーター養成	健康増進課
8-22	シルバー人材センター	高齢介護課
8-23	介護支援専門員研修	高齢介護課
8-24	アッピー元気体操リーダーの育成	高齢介護課
8-25	ピアサポート講座(同じ精神障害を抱える人同士がミーティングにより体験を語り合い支え合うことで生活支援を促進する講座)	障害福祉課

社会福祉協議会の取り組み

s8-1	福祉教育を目的とした福祉講座の実施
s8-2	SNS、HPの積極的活用による、具体的ニーズの「見える化」
s8-3	夏休みボランティア体験プログラム事業
s8-4	既存ボランティア団体への働きかけによる地域支援者の確保

取り組み9 活動団体への支援

市の取り組み

(1)団体の活動・交流促進の支援

9-1	サークル・グループに関する情報提供及び立ち上げ支援	生涯学習課
9-2	子育てサロン	子ども支援課
9-3	各地区での親子の集い等の活動支援	健康増進課
9-4	社会福祉基金活用事業	福祉総務課
9-5	あげお市民塾の開催。公開講座の開催。情報紙むすびん・活動団体ガイドブックの発行	市民活動支援センター

9-6	協働のまちづくり推進事業補助金交付事業	市民活動支援センター
9-7	市内の公民館等を活動拠点とするサークル・グループの情報を掲載した冊子の作成	生涯学習課
9-8	市民が学習を希望するテーマについて説明する職員の派遣（出前講座）	生涯学習課
9-9	認知症カフェ運営支援	高齢介護課
9-10	空家対策事業	交通防犯課
9-11	自主防犯ボランティア団体との連携・支援協力	交通防犯課
9-12	食生活改善推進員協議会の活動支援	健康増進課

(2) 交流の場の提供

9-13	小学校の特別教室の一部開放	生涯学習課
9-14	各公民館での高齢者学級の開催	生涯学習課
9-15	新規の公園整備における管理協定の拡大	みどり公園課

社会福祉協議会の取り組み

s9-1	高齢・障害・子育て・世代間などのサロンや集いの活動に関する相談支援
s9-2	サロン活動の運営講座や情報交換会の実施
s9-3	各種サロン活動の事例のとりまとめと情報提供
s9-4	ボランティア基金によるボランティアセンター登録団体の運営費補助
s9-5	善意銀行による事業費補助

3 用語解説

あ行

アウトリーチ

英語で「手を伸ばす」ことを意味し、社会福祉分野では、事業実施機関が潜在的な利用希望者などに手を差し伸べ利用を実現させるような取り組みのことを指す。

インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員・児童委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助などが挙げられる。

さ行

災害時支援者

高齢者世帯、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人等、災害時に一人で避難が難しい住民。

災害ボランティアセンター

災害発生時に不特定多数のボランティアが集まる現場において、ボランティア活動を効率よく推進し、被災者の復旧・復興を支援する拠点。

自主防災組織

地域住民による任意の防災組織を言う。主に区会・町内会・自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

社会福祉法

それまでの社会福祉事業法から名称変更するとともに、「利用者の立場に立った社会福祉制度の実現」と「時代の要請に応える福祉サービスの充実」を基本理念として平成12年6月に改正された法律。主な内容のひとつに「地域福祉の推進」を掲げており、市町村地域福祉計画の策定について明文化されている。

社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉事業の求めるところにより設立された法人のこと。社会福祉事業の公共性から、民法上の公益法人と比較してその設立運営に厳格な規制が定められている。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」のことで、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

た行

地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみのこと。

地域包括支援センター

福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える機関で、社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して、介護サービスをはじめ、福祉サービス・権利擁護・高齢者虐待等、さまざまな相談を受ける。

ドメスティックバイオレンス（DV）

DVと呼ばれることが多い。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

な行

認知症

記憶障害から始まり、知的能力が脳の後天的な変化により著しく低下する病気。

は行

バリアフリー

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすること。また、物理的な障壁だけでなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられる。

ひきこもり

人間関係を取り結ぶことに悩み、学校、社会、知人、そして親からさえも逃避し、人間関係を拒絶している状態のこと。

福祉避難所

災害時に、高齢者や障害者など避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を一時的に受け入れる避難所のこと。

ボランティア

営利を目的とせず、自主的に社会事業などに参加し、活動をする人。

ボランティアセンター

ボランティア活動の相談、登録、あっせん及びボランティア活動に関する調査研究、情報提供、啓発、ボランティアの研修、機材の貸与などを行い、総合的にボランティア活動を促進している機関のこと。

ま行

民生委員・児童委員（主任児童委員）

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。給与の支給は

なく（無報酬）、ボランティアとして活動している（任期は3年、再任可）。また、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。なお、児童に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員を主任児童委員という。

や行

ユニバーサルデザイン

障害者の便利さ使いやすさという視点ではなく、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

要支援・要介護認定者

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者である市町村から認定された人。介護保険の利用には、要介護認定を受けなければならない。

ら行

ライフスタイル

衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを指す。さらに、生活に対する考え方や習慣など、「文化」とほぼ同じ意味で使われることもある。

アルファベット

NPO

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の頭字語。非営利団体ともいう。ボランティア活動や市民活動などの社会貢献活動を行う団体のこと。また、利益の再分配を行わない非営利の組織や団体のこと。平成10年(1998年)3月に「特定非営利活動促進法」が制定され、一定の条件を満たせば特定非営利活動法人として法人格を得られることとなった。

4 各種会議設置要綱及び委員名簿

(1) 上尾市地域福祉推進協議会

■上尾市地域福祉推進協議会設置要綱

平成20年12月26日市長決裁
改正 平成23年4月1日市長決裁
平成24年4月16日市長決裁
平成26年3月28日市長決裁
平成27年3月26日市長決裁

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定した上尾市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)に定められた施策の推進を図り、及び地域福祉計画(平成29年度から平成33年度までを計画期間として策定する上尾市第2次地域福祉計画をいう。次条第1項第7号及び第9条第1項第4号において同じ。)の策定に関し、市民の意見、要望等を反映させるため、上尾市地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平27.3.26・一部改正)

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域福祉計画に定められた施策の調整、推進その他の進行管理に関する事。
- (2) 地域福祉計画に基づき実施された施策の評価及びその見直しに関する事。
- (3) 地域福祉に関するネットワークの強化に関する事。
- (4) 地域福祉の実践事例についての調査及び広報に関する事。
- (5) 地域福祉に関する研修会、情報交換会、懇談会等の企画及び運営に関する事。
- (6) ボランティア団体その他の地域福祉の推進に資する団体の育成に関する事。
- (7) 地域福祉計画の策定に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項に関する事。

2 協議会は、前項の協議を行うに当たっては、社会福祉法第107条各号に掲げる事項に留意するとともに、地域福祉計画の基本理念の実現を図る観点から、その協議を進めなければならない。

(平27.3.26・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉を目的とする事業を経営する団体に属する者 3人以内
- (2) 地域において社会福祉に関する活動を行っている団体(前号に規定する団体を除く。)に属する者 5人以内
- (3) 児童生徒の教育に関する活動を行っている団体に属する者 2人以内
- (4) 上尾市社会福祉協議会の支部長 1人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し市長が必要と認める団体に属する者 7

人以内

(6) 地域福祉に関し学識経験を有する者 1人

3 市長は、前条第1項第7号に掲げる事項について協議するため必要があるときは、前2項の規定にかかわらず、市議会の議員のうちから2人を委員に委嘱することができる。

(平23. 4. 1・平27. 3. 26・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年(前条第3項の規定により委嘱された委員にあっては、委嘱された日の属する年度の3月31日まで)とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(平27. 3. 26・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれらに充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第7条 協議会は、第2条第1項各号に掲げる事項を協議するため必要があるときは、関係者に対し会議への出席を要請し、その意見又は説明を聴くよう努めなければならない。

(報告)

第8条 会長は、必要に応じ、協議会における協議の成果又は状況を市長に報告するものとする。

(作業部会)

第9条 協議会に、次に掲げる事項につき実務的な作業を行わせるため、作業部会を置く。

(1) 地域福祉計画を推進するための方策に関すること。

(2) 地域福祉計画に定められた施策の実践に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画の基本理念の実現を図るために必要な事項に関すること。

(4) 地域福祉計画の策定に関すること。

2 作業部会は、前項に規定する作業を行うほか、協議会の会議に付すべき協議事項をあらかじめ整理するものとする。

3 作業部会の名称は、協働部会とする。

4 作業部会は、部会員14人以内で組織する。

5 部会員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

(1) 第3条第2項第1号から第5号までに規定する団体で委員が属しているものに所属する者(第3号に掲げる者を除く。)

(2) 地域福祉計画の策定又は推進に参加した市民

6 前項の規定に基づき委嘱された部会員の任期は、2年とする。

7 第5項の規定による部会員のほか、作業部会は、上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議設置要綱（平成19年10月31日市長決裁）第7条第2項に規定する上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループの構成員のうちから市長が任命する市職員をその部会員とする。

8 作業部会に部会長を置き、第5項及び前項の規定による部会員のうちから会長が指名する者をもってこれに充てる。

9 部会長は、第1項に規定する作業に関し一定の成果を得たとき、第2項に規定する整理を終えたときその他必要があると認めるとき、又は会長の要求があったときは、その活動の成果又は状況を会長に報告するものとする。

（平23.4.1・平24.4.16・平27.3.26・一部改正）

（謝金）

第10条 市は、委員に対し、協議会の会議に出席した日数に応じて、予算の範囲内で謝金を支給する。

（平23.4.1・旧第10条繰下、平27.3.26・旧第11条繰上）

（庶務）

第11条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

（平23.4.1・旧第11条繰下、平26.3.28・一部改正、平27.3.26・旧第12条繰上）

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（平23.4.1・旧第12条繰下、平27.3.26・旧第13条繰上）

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年4月16日市長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（任期の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に上尾市地域福祉推進協議会設置要綱第9条第5項の規定に基づき委嘱される部会員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成26年3月28日市長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日市長決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

■上尾市地域福祉推進協議会委員名簿

NO	氏名	区分	備考
1	松本悦子	社会福祉を目的とする事業を経営する団体 (H28. 3. 31 まで)	
2	土井孝次	〃 (H28. 4. 1 から)	
3	井上禮子	〃	
4	北浦幸子	〃	
5	増田功夫	地域において社会福祉に関する活動を行っている団体 (H28. 3. 31 まで)	
6	関根重夫	〃 (H28. 4. 1 から)	
7	鈴木玲子	〃	
8	柴崎政美	〃 (H28. 3. 31 まで)	
9	米岡光子	〃 (H28. 4. 1 から)	
10	羽田浩之	〃	
11	亀山順子	〃 (H28. 3. 31 まで)	
12	小松佳代子	〃 (H28. 4. 1 から)	
13	北義秀	児童生徒の教育に関する活動を行っている団体 (H28. 3. 31 まで)	
14	若林孝英	〃 (H28. 4. 1 から)	
15	山崎みつ江	〃	
16	平田秀明	社協支部	
17	尾上道雄	地域福祉の推進に関する団体	副会長
18	廣田真理子	〃 (H28. 11. 30 まで)	
19	鮫嶋紀子	〃 (H28. 12. 1 から)	
20	大場玲子	〃	
21	福島京子	〃	
22	上野聡一郎	〃	
23	大井川芳江	〃	
24	木下大生	学識経験者	会長
25	新井金作	市議会議員 (H28. 3. 31 まで)	
26	前島るり	〃 (H28. 4. 1 から)	
27	秋山もえ	〃	

※敬称略

任期：平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

■上尾市地域福祉推進協議会協働部会員名簿

NO	氏名	区分	備考
1	石垣好和	地域福祉推進協議会委員の構成団体	
2	千葉星子	〃	
3	阿部栄	〃	(H28.11.30まで) 部会長
4	須賀宏	〃	(H28.12.1から)
5	牛山孝雄	地域福祉計画の策定又は推進に参加した市民	
6	高橋昭	〃	
7	阿部栄	〃	(H28.12.1から) 部会長
8	小池勇	〃	
9	井上英一	〃	
10	清水さえ子	〃	
11	北原久子	〃	
12	植田幸一	〃	
13	岸浩光	市職員	
14	加藤恵一郎	〃	
15	高嶋瑞子	〃	

※敬称略

任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

(2) 上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議設置要綱

平成19年10月31日

市長決裁

平成23年3月から改正経過を注記した

改正 平成20年5月27日市長決裁

平成23年3月31日市長決裁

平成24年4月16日市長決裁

平成26年3月28日市長決裁

平成26年5月20日市長決裁

平成27年3月26日市長決裁

(設置)

第1条 多様化する地域福祉の課題に対し庁内における関係組織が連携して取り組むとともに、そのための調整及び情報交換を円滑に行うため、上尾市地域福祉推進あんしんネットワーク庁内会議(以下「ネットワーク会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「地域福祉の課題」とは、孤独死、虐待、災害時における要援護者の支援、まちのバリアフリー化、生活困窮者の自立支援その他の地域において迅速かつ適切な対応が求められている課題をいう。

(平26.5.20・一部改正)

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員長及び委員21人をもって組織する。

2 委員長は、健康福祉部次長の職にある者(健康福祉部次長の職にある者が複数いる場合にあつては、地域福祉に関する事務を分掌する健康福祉部次長の職にある者)をもって充てる。

3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(平24.4.16・平26.3.28・平26.5.20・平27.3.26・一部改正)

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 ネットワーク会議は、ネットワーク会議を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第6条 ネットワーク会議は、第1条に規定する設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 ネットワーク会議に、次に掲げる事項を行わせるため、ワーキンググループを置く。

- (1) ネットワーク会議の会議に付すべき審議事項の整理に関する事。
 - (2) 地域福祉の課題の解決に向けての方策等の実務的な検討に関する事。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進を図るために必要な事項で委員長が指示するものの検討に関する事。
- 2 ワーキンググループの構成員は、別表第2に掲げる課に属する職員のうちから、委員長が任命する。
 - 3 ワーキンググループにチーフを置き、ワーキンググループの構成員のうちから委員長が指名する者がこれに当たる。
 - 4 第4条第1項の規定はチーフの職務について、第5条の規定はワーキンググループの会議について、前条の規定はワーキンググループについて準用する。この場合において、同条中「第1条に規定する設置の目的を達成するため必要がある」とあるのは、「第7条第1項各号に掲げる事項を行うため必要がある」と読み替えるものとする。
 - 5 チーフは、第1項第1号に掲げる事項についての会議が終了したときは、その経過及び結果を整理し、委員長に報告するものとする。
 - 6 前項に定めるもののほか、チーフは、第1項第2号又は第3号に掲げる事項に関し成果を得たときはその内容を、委員長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは同項第2号又は第3号に掲げる事項についての検討の状況を、それぞれ委員長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(平26.3.28・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月27日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日市長決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月16日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日市長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月20日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（平26.5.20・全改、平27.3.26・一部改正）

行政経営部納税課長 総務部危機管理防災課長 子ども未来部子ども支援課長 子ども未来部子ども・若者相談センター所長 子ども未来部保育課長 健康福祉部福祉総務課長 健康福祉部生活支援課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部高齢介護課長 健康福祉部健康増進課長 市民生活部市民協働推進課長 市民生活部消費生活センター所長 市民生活部交通防犯課長 市民生活部人権男女共同参画課長 環境経済部商工課長 都市整備部都市計画課長 都市整備部建築安全課長 上下水道部業務課長 消防本部消防総務課長 教育委員会事務局学校教育部学務課長 教育委員会事務局学校教育部教育センター所長

別表第2（第7条関係）

（平26.5.20・全改、平27.3.26・一部改正）

行政経営部納税課 総務部危機管理防災課 子ども未来部子ども支援課 子ども未来部子ども・若者相談センター 子ども未来部保育課 健康福祉部福祉総務課 健康福祉部生活支援課 健康福祉部障害福祉課 健康福祉部高齢介護課 健康福祉部健康増進課 市民生活部市民協働推進課 市民生活部消費生活センター 市民生活部交通防犯課 市民生活部人権男女共同参画課 環境経済部商工課 都市整備部都市計画課 都市整備部建築安全課 上下水道部業務課 消防本部消防総務課 教育委員会事務局学校教育部学務課 教育委員会事務局学校教育部教育センター

※あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループ会議のメンバーはプロジェクト・チーム・メンバーに同じです。

(3) 第2次上尾市地域福祉計画策定プロジェクト・チーム設置規程

平成27年6月9日

訓令第14号

本庁

出先機関

第2次上尾市地域福祉計画
策定プロジェクト・チーム

(設置)

第1条 平成29年度から平成33年度までを計画期間とする第2次上尾市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市組織規則（昭和59年上尾市規則第11号）第6条第1項の規定に基づき、第2次上尾市地域福祉計画策定プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、地域福祉計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本方針の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

(構成)

第3条 チームは、リーダー1人、サブ・リーダー2人及びメンバー17人をもって構成する。

(職務従事の形態)

第4条 リーダー、サブ・リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。

(協議会への報告)

第5条 チームは、地域福祉計画の案を作成したときは、その内容を上尾市地域福祉推進協議会設置要綱（平成20年12月26日市長決裁）第1条の上尾市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）に報告しなければならない。

- 2 チームは、協議会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、地域福祉計画の案の作成に関しその進捗状況を協議会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定による報告の結果に基づき、協議会がチームに対し地域福祉計画の案の内容に関し指示を行ったときは、チームは、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度協議会に報告しなければならない。

(関係者等との協議)

第6条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第7条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協

力を要請することができる。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

■第2次上尾市地域福祉計画策定プロジェクト・チーム・メンバー名簿

NO	部	課	職名	氏名	備考
1	行政経営部	納税課	主任	檜出紀行	
2	総務部	危機管理防災課	主査	神部秀直	H28.3.31まで
3	総務部	危機管理防災課	主任	黒須卓見	H28.4.1から
4	子ども未来部	子ども支援課	主任	石川沙希子	サブ・リーダー
5	子ども未来部	子ども・若者相談センター	主事	松田幸司	
6	子ども未来部	保育課	主事	内野美沙子	
7	健康福祉部	生活支援課	主査	岸浩光	
8	健康福祉部	障害福祉課	主事	加藤恵一郎	
9	健康福祉部	高齢介護課	主任精神 保健福祉士	高嶋瑞子	リーダー
10	健康福祉部	健康増進課	主査	関端いづみ	
11	市民生活部	市民協働推進課	主任	高澤佐知子	サブ・リーダー H28.3.31まで
12	市民生活部	市民協働推進課	主査	神部秀直	サブ・リーダー H28.4.1から
13	市民生活部	消費生活センター	主任	桑名孝徳	H28.3.31まで
14	市民生活部	消費生活センター	副主幹	大塚由美子	H28.4.1から
15	市民生活部	交通防犯課	主任	加茂洋二	H28.3.31まで
16	市民生活部	交通防犯課	主査	金子亮子	H28.4.1から
17	市民生活部	人権男女共同参画課	主査	長島友美	
18	環境経済部	商工課	主事	石川卓	
19	都市整備部	都市計画課	主事	樋口恭平	
20	都市整備部	建築安全課	技師	清宮知美	
21	学校教育部	学務課	主事	長谷川一樹	
22	学校教育部	教育センター	副主幹	赤羽洋治	
23	上下水道部	業務課	主査	金子正樹	H28.3.31まで
24	上下水道部	業務課	主任	栗原翔	H28.4.1から
25	消防本部	消防総務課	主任	池田敦史	H28.3.31まで
26	消防本部	消防総務課	主任	神園紳吾	H28.4.1から

任期：平成27年4月1日～平成29年3月31日

(4) 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

平成15年 9月11日
会 長 決 裁

(趣旨)

第1条 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会委員会設置規程(昭和54年規程第12号)。以下「委員会設置規程」という。第6条第2項第6号に掲げる地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

2 委員会の運営に関する事項については、委員会設置規程に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画の評価及び見直し等の計画の進行管理について審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人をもって組織する。

2 委員は、次に該当する者のうちから選出する。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 事務区長 | 1人 |
| (2) 民生委員・児童委員 | 1人 |
| (3) ボランティア連絡会を代表する者 | 1人 |
| (4) 身体障害者福祉会を代表する者 | 1人 |
| (5) 福祉施設を代表する者 | 1人 |
| (6) 支部社協を代表する者 | 1人 |
| (7) 学識経験者 | 1人 |
| (8) 本会理事 | 1人 |
| (9) 本会評議員 | 1人 |

(その他)

第4条 委員会設置規程及びこの要綱に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

■社会福祉法人上尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

NO	氏名	区分	備考
1	尾上道雄	区長会連合会	(H28.7.26から) 委員長
2	廣田眞理子	民生委員・児童委員協議会連合会 (H28.11.30まで)	
3	鮫嶋紀子	民生委員・児童委員協議会連合会 (H28.12.1から)	
4	松本悦子	身体障害者福祉会 (H28.7.25まで)	
5	土井孝次	身体障害者福祉会 (H28.7.26から)	
6	福島京子	ボランティア連絡会	
7	柴崎政美	福祉施設 (H28.7.25まで)	
8	米岡光子	福祉施設 (H28.7.26から)	
9	齋藤満	理事 (H28.7.25まで)	(H28.7.25まで) 委員長
10	金子範義	理事 (H28.7.26から)	
11	新久光三	評議員	
12	平田秀明	社協支部	
13	飯野音一	学識経験者	副委員長

※敬称略

任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日

6 策定の経過

■調査・組織など

<p>アンケート調査 (第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査)</p>	<p>時 期：平成27年9月～10月 調査対象：①市内在住の18歳以上の市民3,000人(3,000) (配布数) ②福祉関係事務所(93) ③福祉関係団体(204) ④民生委員・児童委員(313) 有効回収数：①1,200 ②62 ③153 ④275 有効回収率：①40.0% ②66.7% ③75.0% ④87.9%</p>
<p>地域課題まとめ</p>	<p>時 期：平成27年4月～平成28年3月 方 法：①現行計画達成度評価 ②上尾市統計データ ③時代の潮流 ④アンケート調査結果 ⑤策定に係る各会議での意見集約</p>
<p>地域福祉推進協議会 ※地域福祉活動計画推進委員会と合同実施</p>	<p>構成：市議会議員及び推薦者20人 期間：平成27年6月～平成29年2月計10回開催 内容：計画案の審議</p>
<p>地域福祉活動計画推進委員会 (上尾市社会福祉協議会) ※地域福祉推進協議会と合同実施</p>	<p>構成：推薦者9人 期間：平成27年6月～平成29年2月計11回開催 (うち1回は単独開催) 内容：計画案の審議</p>
<p>地域福祉推進協議会協働部会</p>	<p>構成：推薦者10人及び職員3人 期間：平成27年6月～平成29年1月計14回開催 内容：計画策定に必要な事項の調査・検討、素案の提案</p>
<p>第2次上尾市地域福祉計画プロジェクト・チーム</p>	<p>構成：副主幹職から主事職20人 期間：平成27年6月～平成29年1月計13回開催 内容：計画策定に必要な事項の調査・検討、素案の提案</p>
<p>地域福祉活動計画職員策定委員会・作業部会 (上尾市社会福祉協議会)</p>	<p>構成：係長職から管理職及び事務局長18人 期間：平成27年7月～平成28年7月計12回開催 内容：計画に必要な事項の検討</p>
<p>市民コメント</p>	<p>時期：平成28年12月7日～平成29年1月6日 方法：市広報誌や市ホームページを通じて意見を募集 提案件数：16人46件</p>
<p>市議会</p>	<p>平成29年3月定例会に報告</p>

■時系列

○平成 27 年度

H27. 6. 5	第 1 回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 協議会報告・現行計画進ちょく状況・新計画策定概要
H27. 6. 29	第 1 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 協議会報告・現行計画進ちょく状況・新計画策定概要・現行計画達成度評価①
H27. 7. 6	第 1 回あんしんネットワーク庁内会議・ワーキンググループ会議 協議会・協働部会報告・現行計画進ちょく状況・新計画策定概要・現行計画達成度評価①
H27. 7. 14	第 1 回（地域福祉活動計画）職員策定委員会・作業部会 現行計画達成度評価①
H27. 7. 31	第 2 回あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループ会議 現行計画達成度評価②
H27. 8. 4	第 2 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 現行計画達成度評価②
H27. 8. 7	第 2 回（地域福祉活動計画）作業部会 現行計画達成度評価②
H27. 8. 10	第 3 回（地域福祉活動計画）作業部会 現行計画達成度評価③
H27. 9. 1	第 3 回あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループ会議 現行計画達成度評価③
H27. 9. 8	第 3 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 現行計画達成度評価③
H27. 9. 25	第 4 回（地域福祉活動計画）作業部会 現行計画達成後評価④
H27. 9. 30	第 3 回（地域福祉活動計画）職員策定委員会 現行計画達成度評価（まとめ）
H27. 10. 1	第 4 回あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループ会議 現行計画達成度評価④
H27. 10. 30	第 2 回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 現行計画達成度評価・地域包括ケアシステム
H27. 11. 8	第 4 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 地域課題抽出①
H27. 11. 19	第 5 回あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループ会議 課題抽出①
H27. 11. 27	第 3 回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 市民アンケート調査結果（速報）
H27. 12. 22	第 5 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 地域課題抽出②
H27. 12. 25	第 6 回あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループ会議 課題抽出②
H28. 1. 12	第 5 回（地域福祉活動計画）作業部会 地域課題抽出
H28. 1. 13	第 3 回（地域福祉活動計画）職員策定委員会 地域課題抽出（まとめ）
H28. 1. 21	第 6 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 地域課題まとめ
H28. 1. 26	第 7 回あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループ会議 課題まとめ
H28. 2. 26	第 4 回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 地域課題まとめ

○平成 28 年度

H28. 5. 20	第 1 回（地域福祉活動計画）職員策定委員会・作業部会 合同計画における地域福祉活動計画の在り方
H28. 5. 26	第 1 回あんしんネットワーク庁内会議・ワーキンググループ会議 任命式・推進協議会報告・計画骨子（案）
H28. 5. 26	第 1 回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 計画骨子(案)①
H28. 6. 2	第 1 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 計画骨子(案)
H28. 7. 4	第 2 回あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループ会議 基本理念・基本目標・施策内容①
H28. 7. 4	第 2 回（地域福祉活動計画）作業部会 地域福祉活動計画「基本計画」「実施計画」
H28. 7. 11	第 2 回（地域福祉活動計画）職員策定委員会 地域福祉活動計画「基本計画」「実施計画」①
H28. 7. 15	第 2 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 基本理念・基本目標・施策内容①
H28. 7. 19	第 3 回（地域福祉活動計画）職員策定委員会 地域福祉活動計画「基本計画」「実施計画」②
H28. 7. 26	第 1 回地域福祉活動計画推進委員会 地域福祉活動計画「基本計画」「実施計画」
H28. 8. 2	第 3 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 施策内容②
H28. 8. 9	第 3 回あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループ会議 施策内容②
H28. 8. 26	第 2 回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 計画骨子(案)②
H28. 9. 29	第 4 回あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループ会議 施策内容③
H28. 10. 3	第 4 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 施策内容③
H28. 10. 14	第 3 回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 素案①
H28. 10. 26	第 5 回あんしんネットワーク庁内会議ワーキンググループ会議 素案①
H28. 10. 28	第 5 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 素案①
H28. 11. 4	第 4 回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 素案②
H28. 11. 11	第 6 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 素案②
H28. 11. 25	第 5 回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 素案③
H28. 12. 21	第 7 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 推進体制検討①
H29. 1. 13	第 8 回上尾市地域福祉推進協議会協働部会 推進体制検討②、市民コメント結果
H29. 1. 31	第 2 回あんしんネットワーク庁内会議・第 6 回ワーキンググループ会議 市民コメント結果、素案（最終）
H29. 2. 7	第 6 回上尾市地域福祉推進協議会・上尾市地域福祉活動計画推進委員会 市民コメント結果、素案（最終）

資料編 ～平成31年度中間見直し～

本計画の進ちよく管理に伴い、計画期間（平成29年度から令和3年度までの5年間）の中間年度にあたることから、各取り組みの指標ならびに事業の見直しを実施しました。

※記載例について [新]：見直しにより新たに追加した指標ならびに事業

[改]：見直しにより変更・修正した指標ならびに事業

1 各取り組みにおける指標一覧

基本目標1 福祉サービスが利用しやすい地域の実現

取り組み1 福祉サービスの利用支援（冊子掲載 P22）

指標名	現状値 (H27)	中間値 (H30)	目標値 (R2)
[改]★市ホームページ閲覧件数(年間)	69,687件	75,635件	80,000件
[改]★社協ホームページ閲覧件数(年間)	18,294件	43,566件	49,000件
★地域子育て支援拠点の利用者数	82,391件	86,820件	↑(増加)
★障害児支援利用計画作成人数	77件	84件	→(維持)
★地域包括支援センター相談件数	21,027件	23,091件	↑(増加)

★有り：冊子既掲載の指標、★無し：冊子未掲載の内部参考指標

取り組み2 支援をつなぐ仕組みづくり（冊子掲載 P25）

指標名	現状値 (H27)	中間値 (H30)	目標値 (R2)
[改]★子育て相談件数(家庭児童相談室)	407件	447件	→(維持)
[新]子育て相談件数(地域子育て支援拠点)	2,422件	2,629件	↑(増加)
[新]子育て相談件数(子育て世代包括支援センター)	—	2,811件	↑(増加)
[改]★13社協支部の相談窓口への相談件数	499件	17,474件	17,800件
[改]★生活困窮について相談から支援につながった割合	37%	38%	→(維持)
[改]介護家族会の参加者数	100件	83件	100件
障害福祉課への相談件数	1,561件	1,789件	↑(増加)
理学訓練・相談、作業訓練・相談、言語相談、心理相談	1,157人	1,453人	↑(増加)
就労支援センターへの登録人数	654人	849人	↑(増加)

取り組み3 さまざまな団体などによる支え合いの仕組みづくり（冊子掲載 P30）

指標名	現状値 (H27)	中間値 (H30)	目標値 (R2)
[改]★生活支援サービスに取り組む住民・ボランティア 団体数	15 団体	24 団体	27 団体
[改]★ファミリーサポート・センター協力会員数	242 人	262 人	265 人

基本目標 2 誰もが快適に住み続けられる地域の実現

取り組み 4 誰もが外出しやすい環境づくり（冊子掲載 P32）

指標名	現状値 (H27)	中間値 (H30)	目標値 (R2)
[改]★短期車イス貸出件数	138 件	117 件	150 件
★手話講習会参加人数（入門編）	27 人	25 人	↑（増加）
[改]市内循環バスぐるっとくん乗車回数	452,224 人	468,262 人	470,000 人
[改]ぐるっとくん乗降者数（介助・障害者）	2,040 人	44,402 人	45,000 人
住宅改修給付件数	448 件	513 件	↑（増加）
[新]訪問型サービス D（移動支援）	—	—	2 団体

取り組み 5 地域における防災機能の強化（冊子掲載 P35）

指標名	現状値 (H27)	中間値 (H30)	目標値 (R2)
[改]★地域における防災訓練実施回数	243 回	180 回	234 回
★防災士補助件数	55 件	103 件	↑（増加）
[改]★災害ボランティア育成人数	15 人	97 人	120 人
[改]防災士協議会の啓発事業参加人数	—	3,125 人	↑（増加）

取り組み 6 地域における見守り・声かけによる安全の確保（冊子掲載 P38）

指標名	現状値 (H27)	中間値 (H30)	目標値 (R2)
[改]★社協支部における見守り協力員数	111 人	152 人	178 人
★上尾市見守りネットワーク加入企業数	114 社	137 社	↑（増加）
★孤立死数	9 人	4 人	↓（減少）
★虐待児・者数（高齢者）	30 人	6 人	↓（減少）
★虐待児・者数（障害者）	3 人	17 人	↓（減少）
★虐待児・者数（児童）	92 人	142 人	↓（減少）
こんにちは赤ちゃん訪問面会率	91%	91.7%	↓（減少）
地域周産期医療連携件数	45 件	149 件	↑（増加）
徘徊高齢者探索サービス利用件数	15 件	26 件	↑（増加）
[改]民生委員・児童委員相談支援件数	5,096 件	4,590 件	→（維持）

基本目標3 誰もが役割を持つことができる地域の実現

取り組み7 隣近所や地域の力による福祉活動のきっかけづくり（冊子掲載 P43）

指標名	現状値 (H27)	中間値 (H30)	目標値 (R2)
[改]★近所付き合いについて「ほとんどない(未回答含む)」(アンケート調査)	1 割弱	1 割弱	↘ (減少)
市政出前講座開催数 (地域福祉関連)	1 回	0 回	↗ (増加)

取り組み8 地域福祉活動の担い手の育成（冊子掲載 P45）

指標名	現状値 (H27)	中間値 (H30)	目標値 (R2)
[改]★地域を支える担い手育成講座への参加人数	59 人	320 人	450 人
★アッピー元気体操リーダー養成講座受講者数	44 人	42 人	↗ (増加)
[改]★認知症サポーター養成講座参加人数	853 人	1,656 人	1,600 人
[改]★健康に関する地域への出前講座開催数 (認知症関連除く)	48 回	30 回	→ (維持)
アッピー元気体操会場数	77 箇所	84 箇所	↗ (増加)
[新]アッピー元気体操参加実人数	—	2,389 人	2,510 人
ピアサポーター養成講座参加人数	30 人	45 人	↗ (増加)
[新]健康マイレージ参加人数	—	1,025 人	↗ (増加)

取り組み9 活動団体への支援（冊子掲載 P47）

指標名	現状値 (H27)	中間値 (H30)	目標値 (R2)
[改]★地域で取り組まれているサロン活動数	62 箇所	77 箇所	85 箇所
[新]オレンジカフェ開催回数	—	117 回	120 回

2 各取り組みの内容に関する市・社会福祉協議会の事業一覧

基本目標1 福祉サービスが利用しやすい地域の実現

取り組み1 福祉サービスの利用支援

市の取り組み

(1)福祉サービスの充実

1-1	子育て支援センターの運営	子育て支援センター
1-2	発達支援相談センターの運営（障害児（発達障害含む）が児童発達支援等のサービスを利用する際に、より質の高い支援が受けられるよう「障害児支援利用計画」を作成）	発達支援相談センター
1-3	おおむね3歳までの乳幼児とその保護者への交流室自由利用の促進	子育て支援センター
1-4	月齢や年齢別の子育て講座及び子育て講演会の開催	子育て支援センター
1-5	精神障害者の退院後からの在宅支援（ケースワーク業務・地域定着支援）	障害福祉課
1-6	地域包括支援センターの運営	高齢介護課
1-7	福祉関連施設の整備	保育課 障害福祉課 高齢介護課 福祉総務課
1-8	社会福祉法人の運営支援	保育課 障害福祉課 高齢介護課 福祉総務課

(2)情報発信体制の充実

1-9	『声の広報』の作成	広報広聴課
1-10	子育てガイドブックの作成・配布	子ども支援課
1-11	HP、SNS、情報紙による子育て講座・イベント等の情報発信	子育て支援センター
1-12	おおむね3歳までの乳幼児を子育て中の転入者向け講座「Welcome上尾」の開催	子育て支援センター
1-12a	[新]あげおこども予防接種ナビによる予防接種スケジュール作成	健康増進課
1-13	障害者相談のしおり作成、市ホームページによる情報提供	障害福祉課
1-14	介護保険事業所一覧の提供	高齢介護課
1-15	介護保険制度の周知	高齢介護課
1-16	広報あげお「保健センター通信」による健康に関する情報提供	健康増進課
1-17	情報提供のバリアフリー化の推進	広報広聴課 子ども支援課 障害福祉課 高齢介護課 福祉総務課

(3)関係機関との連携

1-18	事例検討会による情報共有、個別支援の実施	子ども支援課 健康増進課他
1-19	支援体制のネットワーク化	子ども支援課 高齢介護課他
1-20	市内地域子育て支援拠点等連絡会による情報共有、合同研修会の実施	子育て支援センター

(4)権利擁護の充実

1-21	成年後見制度の利用支援	高齢介護課 障害福祉課
1-22	権利擁護の相談支援	高齢介護課 障害福祉課

社会福祉協議会の取り組み

s1-1	ホームページやSNSの活用による、幅広い年代層に対する福祉サービス関連情報の発信強化
s1-2	判断能力の不十分な高齢者や知的・精神障害者等の福祉サービスの利用や日常的金銭管理などの支援を行う「福祉サービス利用援助事業」の充実

取り組み2 支援をつなぐ仕組みづくり

市の取り組み

(1)相談支援の充実

2-1	市政相談委員制度運用事業	広報広聴課
2-2	市民相談室	市民協働推進課
2-3	総合相談支援	高齢介護課
2-4	子育て・教育全般に関わる相談事業 ●就学前までの乳幼児の子育てに関する、電話・面接・メール相談 ●0歳児を対象とした助産師による講義及び相談支援を行う講座「赤ちゃんの日」開催 ●ひとり親相談 ●妊娠・出産・子育てにおける切れ目ない相談支援を行うプレママ&ベビー相談 ●家庭や学校生活における乳幼児、児童生徒の問題を中心として各種相談に応じ必要な助言 ●子ども・若者相談センターとの連携や子どもサロン及び3歳児健診への出張相談 ●スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問	子育て支援センター 子ども支援課 健康増進課 発達支援相談センター 教育センター
2-5	子どもの発育・発達に関わる相談事業 ●発達支援相談センター等と連携した教育・就学相談 ●幼児のことばや行動について専門職が相談に応じることばとこころの相談 ●言語面、運動発達面等に不安のある児童への早期支援のために、理学相談、作業相談、言語相談、心理相談の実施	教育センター 健康増進課 発達支援相談センター
2-6	こころの健康に関わる相談事業 ●精神科医によるこころの健康相談、臨床心理士によるこころの悩み相談 ●統合失調症の家族教室、統合失調症の家族サロンの実施、うつ病家族のグループワーク（クローバーの会） ●言語面、運動発達面等に不安のある児童への早期支援のために、理学相談、作業相談、言語相談、心理相談を実施。 ●就学前までの乳幼児を対象にした計測及び相談を行うにこころ相談会	健康増進課 発達支援相談センター
2-7	自立した生活に向けた相談事業 ●ケースワーク業務での、相談支援及び制度や関係機関の紹介 ●ニート・ひきこもりなどの社会的自立に向けた相談支援	障害福祉課 生活支援課 子ども・若者相談センター

2-8	女性のための相談、女性のための法律相談、女性のためのDV電話相談、人権相談所	人権男女共同参画課
2-9	消費者相談、多重債務者相談	消費生活センター
2-10	国民年金相談	保険年金課

(2) 支援が必要な人の自立支援

2-11	上尾市障害者就労支援センターを通じた就労支援	障害福祉課
------	------------------------	-------

(3) 複合的な困難を抱える人への支援

2-12	高等職業訓練促進給付金	子ども支援課
2-13	教育訓練給付金	子ども支援課
2-14	高卒程度認定試験合格支援事業	子ども支援課
2-15	生活困窮者に対する相談支援、コーディネート、支援プラン作成	生活支援課
2-16	ケースワーク業務における、相談支援及び制度や組織の案内	障害福祉課
2-17	市内のホームレス実態調査及び相談支援体制の確立	生活支援課
2-18	訪問によるホームレスに対する相談支援	生活支援課
2-19	学習支援事業	子ども支援課 生活支援課

社会福祉協議会の取り組み

s2-1	社協支部による「福祉ネットワーク部会」（仮称）（情報の共有及び個別支援検討の場）の運営支援
s2-2	社協支部による初期相談窓口機能の充実
s2-3	生活困窮者に対する貸付相談支援事業の推進

取り組み3 さまざまな団体などによる支え合いの仕組みづくり

市の取り組み

3-1	ファミリー・サポート・センター事業	子ども支援課
3-1a	[新]子どもショートステイ事業	子ども支援課
3-2	高齢者を地域で支える体制の推進	高齢介護課
3-3	生活支援体制整備の推進	高齢介護課
3-4	生活支援コーディネーターの設置	高齢介護課
3-5	地域ケア会議の充実	高齢介護課
3-6	認知症初期集中支援チームの設置	高齢介護課
3-7	在宅医療・介護連携の推進	高齢介護課 健康増進課
3-8	アッピー元気体操パート2の制作	高齢介護課
3-9	認知症予防啓発教室	高齢介護課

3-10	介護予防教室	高齢介護課
3-11	家族介護教室	高齢介護課
3-12	介護家族会	高齢介護課
3-13	オレンジカフェ	高齢介護課
3-14	ふれあい収集	西貝塚環境センター

社会福祉協議会の取り組み

s3-1	あげお在宅福祉サービスなど、住民参加型サービスの推進	
s3-2	事業受託による人材確保や地域資源の開発、多様な機関・団体とのパイプづくり	

基本目標 2 誰もが快適に住み続けられる地域の実現

取り組み 4 誰もが外出しやすい環境づくり

市の取り組み

(1) バリアフリー化の推進

4-1	バリアフリー基本構想の策定の検討	都市計画課
4-2	新規での公園・施設の整備	みどり公園課
4-3	手話講習会の開催	障害福祉課
4-4	手話通訳者の養成講座	障害福祉課

(2) 移動手段の確保

4-5	市内循環バス“ぐるっとくん”の活用	交通防犯課
4-6	福祉タクシー券、自動車燃料費の助成	障害福祉課
4-7	高齢者の移動支援（介護保険、保険外）	高齢介護課

社会福祉協議会の取り組み

s4-1	外出支援サービス（リフト付車両貸出）の実施
s4-2	買い物支援や外出支援ボランティアの養成
s4-3	福祉器材の貸出（2週間以内での車イスの貸出など）
s4-4	小・中学校での手話及び点字の福祉学習

取り組み 5 地域における防災機能の強化

市の取り組み

5-1	ホームページ等の見直しによる自主防災組織周知及び意識醸成	危機管理防災課
5-2	上尾市防災士協議会の立上げ、地域の防災リーダーの養成	危機管理防災課
5-3	一人ひとりの避難行動要支援者に対応する個別計画の策定	危機管理防災課
5-4	個人情報の取り扱いに関するガイドライン	障害福祉課 高齢介護課 危機管理防災課
5-5	目的や対象に応じた避難ガイドブックの作成	あんしんNW関係課

社会福祉協議会の取り組み

s5-1	災害ボランティアセンター運営スタッフ養成研修の実施
s5-2	災害ボランティア登録による災害時支援者*の確保
s5-3	自主防災組織に対する災害ボランティアセンターの周知

取り組み6 地域における見守り・声かけによる安全の確保

市の取り組み

(1)見守り支援の推進

6-1	見守りネットワーク	福祉総務課
6-2	単身高齢者、高齢者世帯調査	高齢介護課
6-3	緊急通報システム	高齢介護課
6-4	徘徊高齢者探索サービス	高齢介護課

(2)孤立化の防止

6-5	地域の見守りの推進・見守りネットワーク	あんしん NW 関係課
6-6	福祉電話	高齢介護課
6-7	自殺予防対策に関する普及啓発品の関係課窓口への設置	健康増進課他
6-8	保健師の出前講座（こころの健康、ゲートキーパー養成）の実施	健康増進課
6-9	地域のこんにちは赤ちゃん訪問員によるこんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	健康増進課
6-10	ひきこもり防止のための学校やセンター職員による電話連絡や家庭訪問	教育センター
6-11	DV対策支援事業	人権男女共同推進課

(3)虐待の防止

6-12	保護者や児童生徒との面談等による相談で虐待が危惧されるものについて関係所属・機関と連携	教育センター
6-13	虐待対応専門職会議	高齢介護課 障害福祉課 子ども・若者相談センター
6-14	生活支援課等と連携し虐待を防ぐ（障害児については、児童相談所と連携）	
6-15	子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）関係機関との連携	

(4)防犯活動の推進

6-16	防犯活動推進事業	交通防犯課
6-17	消費者被害の防止に向けた周知・啓発	消費生活センター
6-18	消費者被害の防止に係る相談の実施	消費生活センター

社会福祉協議会の取り組み

s6-1	支部構成団体などへの働きかけによる、見守り協力者の確保
s6-2	多様な見守り活動の支援

基本目標3 誰もが役割を持つことができる地域の実現

取り組み7 隣近所や地域の力による福祉活動のきっかけづくり

市の取り組み

(1)一人ひとりの意識の醸成

7-1	研修会及び地域福祉計画概要版の配布	福祉総務課
7-2	出前講座の実施	福祉総務課
7-3	公民館と連携した講座の開催	生涯学習課
7-4	各小・中学校における福祉教育の充実	指導課
7-5	障害者差別解消法の周知・啓発	障害福祉課

(2)地域組織への参加促進

7-6	いきいきクラブ	高齢介護課
7-7	老人だんらんの家 (区会・町内会・自治会等が主体となって実施する生きがいを感じ合える集いの場)	高齢介護課
7-8	アッピー元気体操	高齢介護課
7-9	自主防災組織の活動の活性化	危機管理防災課
7-10	上尾西地域福祉センター、尾山台みんなのひろばの運営	福祉総務課

社会福祉協議会の取り組み

s7-1	社協支部及び、区会・町内会・自治会単位での懇談会開催に関する支援
s7-2	企業等への社会貢献活動の呼びかけ
s7-3	当事者、世代間など多様なサロン活動に関する支援
s7-4	学校・企業・地域住民に対する福祉教育の推進
s7-5	地域の課題を共有するための「地域福祉を考える集い」の実施

取り組み8 地域福祉活動の担い手の育成

市の取り組み

(1)健康・生きがいづくりの推進

8-1	元気アップ教室	高齢介護課
8-2	アッピー元気体操	高齢介護課
8-3	ほのぼの元気事業	高齢介護課
8-4	栄養改善講座	高齢介護課
8-5	歯科講座	高齢介護課 健康増進課
8-6	料理教室	高齢介護課 健康増進課
8-7	市民への食の啓発	健康増進課

8-8	食育講演会の開催（隔年）	健康増進課
8-9	動いて楽しく脱メタボ塾（運動教室）、健康ライフ応援事業の実施	健康増進課
8-10	[改]健康マイレージの実施	健康増進課
8-11	統合失調症の家族教室、統合失調症の家族サロン、うつ病家族のグループワーク（クローバーの会）の実施	健康増進課
8-12	自殺予防に関する関係課との連携	健康増進課
8-13	健康に関する地域への出前講座	健康増進課

(2)人材の育成・活用

8-14	みのり倶楽部ボランティア養成	高齢介護課
8-15	認知症サポーター養成	高齢介護課
8-16	生活支援コーディネーター	高齢介護課
8-17	指導者バンクの運営、コーディネート	生涯学習課
8-18	シルバー人材センター運営費補助	高齢介護課
8-19	ボランティアセンター運営補助	福祉総務課
8-20	各小中学校におけるボランティア活動の推進	指導課
8-21	健康長寿サポーター養成	健康増進課
8-22	シルバー人材センター	高齢介護課
8-23	介護支援専門員研修	高齢介護課
8-24	アッピー元気体操リーダーの育成	高齢介護課
8-25	ピアサポート講座(同じ精神障害を抱える人同士がミーティングにより体験を語り合い支え合うことで生活支援を促進する講座)	障害福祉課

社会福祉協議会の取り組み

s8-1	福祉教育を目的とした福祉講座の実施
s8-2	SNS、HPの積極的活用による、具体的ニーズの「見える化」
s8-3	夏休みボランティア体験プログラム事業
s8-4	既存ボランティア団体への働きかけによる地域支援者の確保

取り組み9 活動団体への支援

市の取り組み

(1)団体の活動・交流促進の支援

9-1	サークル・グループに関する情報提供及び立ち上げ支援	生涯学習課
9-2	子育てサロン	子ども支援課
9-3	各地区での親子の集い等の活動支援	健康増進課
9-4	社会福祉基金活用事業	福祉総務課
9-5	[改]市民活動教室の開催。公開講座の開催。情報紙むすびん・市民活動ガイドブックの発行	市民活動支援センター

9-6	協働のまちづくり推進事業補助金交付事業	市民活動支援センター
9-7	市内の公民館等を活動拠点とするサークル・グループの情報を掲載した冊子の作成	生涯学習課
9-8	市民が学習を希望するテーマについて説明する職員の派遣（出前講座）	生涯学習課
9-9	認知症カフェ運営支援	高齢介護課
9-10	空家対策事業	交通防犯課
9-11	自主防犯ボランティア団体との連携・支援協力	交通防犯課
9-12	食生活改善推進員協議会の活動支援	健康増進課

(2) 交流の場の提供

9-13	小学校の特別教室の一部開放	生涯学習課
9-14	各公民館での高齢者学級の開催	生涯学習課
9-15	新規の公園整備における管理協定の拡大	みどり公園課

社会福祉協議会の取り組み

s9-1	高齢・障害・子育て・世代間などのサロンや集いの活動に関する相談支援
s9-2	サロン活動の運営講座や情報交換会の実施
s9-3	各種サロン活動の事例のとりまとめと情報提供
s9-4	ボランティア基金によるボランティアセンター登録団体の運営費補助
s9-5	善意銀行による事業費補助

**第2次上尾市地域福祉計画・第5次上尾市地域福祉活動計画
平成29年3月**

発行 上尾市・社会福祉法人 上尾市社会福祉協議会

編集 上尾市 健康福祉部 福祉総務課

住 所 〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電 話 048-775-5118

F A X 048-775-9846

メー ル s171100@city.ageo.lg.jp

U R L <https://www.city.ageo.lg.jp>

社会福祉法人 上尾市社会福祉協議会地域福祉課

住 所 〒362-0011 上尾市大字平塚724番地

電 話 048-773-7155

F A X 048-772-8647

メー ル ageo-sha@mb.jnc.ne.jp

U R L <http://www.ageo-shakyo.or.jp>